

令和5年度 沖縄県交通安全実施計画

沖縄県交通安全対策会議



交通安全基本計画の推移

	計画期間	国	沖縄県
第一次	昭和46年度 ～50年度	【昭和50年の目標】 歩行中の交通事故死者数（予測値） の半減 8,000人 → 4,000人以下 【昭和50年の結果】 歩行中の交通事故死者数 3,732人	【昭和47年の目標】 歩行中の交通事故死者数（予測値） の半減181人 → 90人以下 【昭和50年の結果】 交通事故死者数 107人
第二次	昭和51年度 ～55年度	【昭和55年の目標】 過去最高時(昭和45年)の交通事故死者数の半減16,765人 → 8,382人 【昭和55年の結果】 交通事故死者数 8,760人	【昭和55年の目標】 過去最高時(昭和48年)の交通事故死者数の半減123人 → 61人 【昭和55年の結果】 交通事故死者数 82人
第三次	昭和56年度 ～60年度	【昭和60年の目標】 交通事故死者数 8,000人以下 【昭和60年の結果】 交通事故死者数 9,261人	【昭和60年の目標】 交通事故死者数 61人以下 【昭和60年の結果】 交通事故死者数 63人
第四次	昭和61年度 ～平成2年度	【平成2年の目標】 交通事故死者数 8,000人以下 【平成2年の結果】 交通事故死者数 11,227人	【平成2年の目標】 交通事故死者数 60人以下 【平成2年の結果】 交通事故死者数 100人
第五次	平成3年度 ～7年度	【平成7年の目標】 交通事故死者数（予測値）の減少 13,500人程度 → 10,000人 【平成7年の結果】 交通事故死者数 10,679人	【平成7年の目標】 交通事故死者数（予測値）の減少 85.3人の10%減少 → 76.8人以下 【平成7年の結果】 交通事故死者数 100人
第六次	平成8年度 ～12年度	【平成9年の目標】 交通事故死者数 10,000人以下 【平成12年の目標】 交通事故死者数 9,000人以下 【平成9年の結果】 交通事故死者数 9,640人 【平成12年の結果】 交通事故死者数 9,066人	【平成12年の目標】 交通事故死者数（予測値）の減少 118人の20%減少→94.4人以下 【平成12年の結果】 交通事故死者数 79人
第七次	平成13年度 ～17年度	【平成17年の目標】 交通事故死者数8,466人以下 【平成17年の結果】 交通事故死者数 6,871人	【平成17年の目標】 交通事故死者数 65人以下 【平成17年の結果】 交通事故死者数 63人
第八次	平成18年度 ～22年度	【平成22年の目標】 交通事故死者数 5,500人以下 死傷者数 100万人以下 【平成22年の結果】 交通事故死者数 4,863人 死傷者数 901,071人	【平成22年の目標】 交通事故死者数 51人以下 【平成22年の結果】 交通事故死者数 47人

	計画期間	国	沖縄県
第九次	平成 23 年度 ～27 年度	【平成 27 年の目標】 交通事故死者数 3, 000 人以下 負傷者数 70 万人以下 【平成 27 年の結果】 交通事故死者数 4, 117 人 負傷者数 670, 140 人	【平成 27 年の目標】 交通事故死者数 39 人以下 【平成 27 年の結果】 交通事故死者数 41 人
第十次	平成 28 年度 ～令和 2 年度	【令和 2 年の目標】 24 時間死者数 2, 500 人以下 死傷者数 50 万人以下 【令和 2 年の結果】 24 時間死者数 2, 839 人 死傷者数 372, 315 人	【令和 2 年の目標】 24 時間交通事故死者数 33 人以下 死傷者数 6, 600 人以下 【令和 2 年の結果】 24 時間交通事故死者数 22 人 死傷者数 3, 312 人
第十一次	令和 3 年度 ～7 年度	【令和 7 年の目標】 24 時間死者数 2, 000 人以下 重傷者数 22, 000 人以下	【令和 7 年の目標】 24 時間死者数 26 人以下 重傷者数 357 人以下

ま え が き

県民の安全と安心の確保は、真に豊かでやすらぎと活力のある沖縄県を構築していくための前提として極めて重要であり、その中でも特に、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であります。

このような観点から、沖縄県は、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき策定された第11次沖縄県交通安全計画（令和3年度～令和7年度）を踏まえ、令和5年度の本県における道路交通及び軌道交通の安全と円滑を確保するための具体的施策をとりまとめました。

令和4年中の県内の交通事故発生状況をみると、

- 発生件数 2,778件（前年比 -5件）
- 死者数 34人（前年比 +8人）
- 負傷者数 3,311人（前年比 -8人）

となり、発生件数と負傷者数は減少したものの、死者数は増加しています。

交通事故の主な特徴は、

- 交通事故に占める飲酒絡み事故の構成率が高い（全国ワースト）
- 死傷者に占める二輪車乗車中の構成率が高い（全国平均の約1.9倍）
- 若年者（16歳～24歳）運転者の人身事故の構成率が高い（全国平均の約1.7倍）
- 交通事故に占める横断中事故の構成率が高い（全国平均の約1.6倍）
- 交差点事故の構成率が、人身事故の約6割を占める

などが挙げられます。

本県は今後も、人口の増加が見込まれており、運転免許保有者数・車両保有台数の増加や高齢者人口の増加など、交通事故の抑止には、厳しい状況にあると考えます。

このような状況の中、人命尊重の理念の下、交通事故の防止を図るための諸施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのために、当該実施計画に基づき、関係機関・団体が相互に緊密な連携を図りながら、「日本一交通安全な沖縄県」の実現を目指して、交通事故防止に努めてまいります。

沖縄県交通安全対策会議会長
沖縄県知事 玉城 デニー

第11次沖縄県交通安全計画の概要（5カ年）

策定の趣旨

交通安全対策基本法第25条第1項
国の交通安全基本計画に基づき定める、県の区域内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

計画の期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

基本理念

交通事故のない沖縄県を目指して

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、県民すべての願いである。
人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案して究極的には、交通事故のない沖縄県を目指す。

人優先の交通安全思想

交通弱者である歩行者、高齢者、障害者、子ども等の安全を確保することが必要である。

高齢化が進んでも安全に移動できる社会の構築

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会の構築を目指す。

道路交通の安全

交通安全計画における目標

- 計画最終年である令和7年までに「年間の24時間死者数26人以下、重傷者数357人以下にする」ことを目指す。
- 交通事故そのものの減少や負傷者数の減少を目指す。

道路交通の安全についての対策

【今後の道路交通安全対策を考える視点】

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 二輪車の安全対策の推進
- ⑤ 生活道路における安全確保
- ⑥ 先端技術の活用推進
- ⑦ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑧ 地域が一体となった交通安全対策の推進

【講じようとする施策（7つの柱）】

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進

単年度毎に計画策定

軌道交通の安全

交通安全計画における目標

- 引き続き、乗客の死者数ゼロを目指す。

軌道交通の安全についての対策

【今後の軌道交通安全対策を考える視点】

- ① 重大事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

【講じようとする施策（5つの柱）】

- ① 軌道交通環境の整備
- ② 軌道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 軌道の安全な運行の確保
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 被害者支援の推進

単年度毎に計画策定

目 次

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

1	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
2	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	3
3	幹線道路における交通安全対策の推進	4
4	交通安全施設等の整備事業の推進	7
5	高齢者等の移動手段の確保・充実	9
6	歩行空間のユニバーサルデザイン化	10
7	無電柱化の推進	11
8	効果的な交通規制の推進	12
9	自転車利用環境の総合的整備	13
10	ITSの活用	14
11	交通需要マネジメントの推進	15
12	災害に備えた道路交通環境の整備	17
13	総合的な駐車対策の推進	18
14	道路交通情報の充実	20
15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	21

第2節 交通安全思想の普及徹底

1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	24
2	効果的な交通安全教育の推進	27
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	28
4	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	33
5	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	34

第3節 安全運転の確保

1	運転者教育等の充実	35
2	適正な運転免許制度の推進	39
3	安全運転管理の推進	41
4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	42
5	交通労働災害の防止等	44
6	道路交通に関連する情報の充実	45

第4節 車両の安全性の確保

1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	49
2	自動運転車の安全対策・活用の推進	49
3	自動車アセスメント情報の提供等	49
4	自動車の検査及び点検整備の充実	49
5	リコール制度の充実・強化	49
6	自転車の安全性の確保	52

第5節	道路交通秩序の維持	
1	交通指導取締りの強化等	53
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	55
3	暴走族対策の推進	56

第6節	救助・救急活動の充実	
1	救助・救急体制の整備	57
2	救急医療体制の整備	59
3	救急関係機関の協力関係の確保等	60

第7節	被害者支援の充実と推進	
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	61
2	損害賠償の請求についての援助等	62
3	交通事故被害者等支援の充実強化	63

第2章 軌道交通の安全

第1節	軌道交通環境の整備	
1	軌道施設等の安全性の向上	66
2	運転保安設備等の整備	66

第2節	軌道交通の安全に関する知識の普及	67
-----	------------------	----

第3節	軌道の安全な運行の確保	
1	保安監査の実施	68
2	運転士の資質の保持	68
3	安全上のトラブル情報の共有・活用	68
4	気象情報等の充実	68
5	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	68
6	運輸安全マネジメント評価の実施	68
7	計画運休への取組	70

第4節	救助・救急活動の充実	72
-----	------------	----

第5節	被害者支援の推進	73
-----	----------	----

〈参考資料〉

沖縄県交通安全実施計画策定フロー	74
交通安全対策基本法（抜粋）	75
沖縄県交通安全対策会議条例	76
沖縄県交通安全対策会議運営要綱	77
沖縄県交通安全対策会議委員名簿	78
沖縄県交通安全対策会議幹事名簿	79

(実施機関別関連目次)

【 国 】

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部 道路管理課 1、4、5、7、10、11、13、14、
17、20~22

開発建設部 道路建設課 3、4、5、15

運輸部 陸上交通課 61

運輸部 監査指導課 35、36、42、43

運輸部 車両安全課 49~51、68~70

運輸部 企画室 9、15、63、72

総務省沖縄総合通信事務所 14

厚生労働省沖縄労働局 44

国土交通省沖縄气象台 45~48、68、69

【県教育庁】

保健体育課 24~26

生涯学習振興課 28、29、33

【県警察本部】

交通部 交通企画課 24、25、27~29、33~36、41

交通部 交通規制課 1~4、6~8、10~15、17、
18、20

交通部 交通指導課 18、19、53~56、63、64

交通部 運転免許管理課 35~40、57

交通部 運転免許試験課 35~40

【 県 】

知事公室 防災危機管理課 57

企画部 交通政策課 9、15、16、33

子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 24、26

子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 56

子ども生活福祉部 子育て支援課 21、22、24、26

子ども生活福祉部 障害福祉課 63、64

子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 28、29、31~33、52、62~64

保健医療部 医療政策課 59、60

文化観光スポーツ部 観光振興課 15、16

土木建築部 道路管理課 1、4、5、7、8、11、13、20

土木建築部 道路街路課 4、5

土木建築部 都市公園課 21~23

土木建築部 都市計画・モノレール課 18、19、66、67

【その他関係機関】

沖縄県消防長会 71

西日本高速道路株式会社

九州支社沖縄高速道路事務所 4、6、14、57

※順不同

(項目別実施機関一覧表)

事 項	実 施 機 関
第1章 道路交通の安全	
第1節 道路交通環境の整備 1-1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 1-2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 1-3 幹線道路における交通安全対策の推進 1-4 交通安全施設等の整備事業の推進 1-5 高齢者等の移手段の確保・充実 1-6 歩行空間のユニバーサルデザイン化 1-7 無電柱化の推進 1-8 効果的な交通規制の推進 1-9 自転車利用環境の総合的整備 1-10 I T S の活用 1-11 交通需要マネジメントの推進 1-12 災害に備えた道路交通環境の整備 1-13 総合的な駐車対策の推進 1-14 道路交通情報の充実 1-15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	沖縄総合事務局道路建設課、沖縄総合事務局道路管理課、沖縄総合事務局企画室、沖縄総合通信事務所総務課、県警交通指導課、県警交通規制課、県交通政策課、県子育て支援課、県観光振興課、県道路管理課、県道路街路課、県都市計画・モノレール課、県都市公園課、西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所
第2節 交通安全思想の普及徹底 2-1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 2-2 効果的な交通安全教育の推進 2-3 交通安全に関する普及啓発活動の推進 2-4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 2-5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	県警交通企画課、教育庁保健体育課、教育庁生涯学習振興課、県交通政策課、県高齢者福祉介護課、県子育て支援課、県消費・暮らし安全課、
第3節 安全運転の確保 3-1 運転者教育等の充実 3-2 運転免許制度の改善 3-3 安全運転管理の推進 3-4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 3-5 交通労働災害の防止等 3-6 道路交通に関連する情報の充実	沖縄総合事務局監査指導課、沖縄労働局監督課、沖縄气象台、県警交通企画課、県警運転免許管理課、県警運転免許試験課

事 項	実 施 機 関
第4節 車両の安全性の確保 4-1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 4-2 自動運転車の安全対策・活用の推進 4-3 自動車アセスメント情報の提供等 4-4 自動車の検査及び点検整備の充実 4-5 リコール制度の充実・強化 4-6 自転車の安全性の確保	沖縄総合事務局車両安全課、県消費・ 暮らし安全課
第5節 道路交通秩序の維持 5-1 交通指導取締りの強化等 5-2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査 の一層の推進 5-3 暴走族等対策の推進	県警交通指導課、県青少年・子ども家 庭課
第6節 救助・救急活動の充実 6-1 救助・救急体制の整備 6-2 救急医療体制の整備 6-3 救急関係機関の協力関係の確保等	県警運転免許管理課、県防災危機管理 課、県医療政策課、西日本高速道路(株) 九州支社沖縄高速道路事務所
第7節 被害者支援の充実と推進 7-1 自動車損害賠償保障制度の充実等 7-2 損害賠償の請求についての援助等 7-3 交通事故被害者等支援の充実強化	沖縄総合事務局企画室、沖縄総合事務 局陸上交通課、県警交通指導課、県障 害福祉課、県消費・暮らし安全課
第2章 軌道交通の安全	
第1節 軌道交通環境の整備 1-1 軌道施設等の安全性の向上 1-2 運転保安設備等の整備	県都市計画・モノレール課
第2節 軌道交通の安全に関する知識の普及	沖縄総合事務局車両安全課、県都市計 画・モノレール課
第3節 軌道の安全な運行の確保 3-1 保安監査の実施 3-2 運転士の資質の保持 3-3 安全上のトラブル情報の共有・活用 3-4 気象情報等の充実 3-5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 3-6 運輸安全マネジメント評価の実施 3-7 計画運休への取組	沖縄総合事務局車両安全課、沖縄気象 台
第4節 救助・救急活動の充実	沖縄総合事務局車両安全課、沖縄県消 防長会
第5節 被害者支援の推進	沖縄総合事務局企画室

第1章 道路交通の安全

道路交通の安全についての対策

< 8 つ の 視 点 >

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ① 高齢者及び子どもの安全確保 | ⑤ 生活道路における安全確保 |
| ② 歩行者及び自転車の安全確保と
遵法意識の向上 | ⑥ 先端技術の活用推進 |
| ③ 飲酒運転の根絶 | ⑦ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の
推進 |
| ④ 二輪車の安全対策の推進 | ⑧ 地域が一体となった交通安全対策の推進 |

< 7 つ の 柱 >

1 道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・
 安心な歩行空間の整備
- ② 高速道路の更なる活用促進による生
 活道路との機能分化
- ③ 幹線道路における交通安全対策の推
 進
- ④ 交通安全施設等の整備事業の推進
- ⑤ 高齢者等の移動手段の確保・充実
- ⑥ 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- ⑦ 無電柱化の推進
- ⑧ 効果的な交通規制の推進
- ⑨ 自転車利用環境の総合的整備
- ⑩ ITSの活用
- ⑪ 交通需要マネジメントの推進
- ⑫ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑬ 総合的な駐車対策の推進
- ⑭ 道路交通情報の充実
- ⑮ 交通安全に寄与する道路交通環境の
 整備

2 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の
 推進
- ② 効果的な交通安全教育の推進
- ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推
 進
- ④ 交通の安全に関する民間団体等の主
 体的活動の推進
- ⑤ 地域における交通安全活動への参
 加・協働の推進

3 安全運転の確保

- ① 運転者教育等の充実
- ② 運転免許制度の改善
- ③ 安全運転管理の推進
- ④ 事業用自動車の安全プラン等に基づ
 く安全対策の推進
- ⑤ 交通労働災害の防止等
- ⑥ 道路交通に関連する情報の充実

4 車両の安全性の確保

- ① 車両の安全性に関する基準等の改
 善の推進
- ② 自動運転車の安全対策・活用の推進
- ③ 自動車アセスメント情報の提供等
- ④ 自動車の検査及び点検整備の充実
- ⑤ リコール制度の充実・強化
- ⑥ 自転車の安全生の確保

5 道路交通秩序の維持

- ① 交通指導取締りの強化等
- ② 交通事故事件等に係る適正かつ緻密
 な捜査の一層の推進
- ③ 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

- ① 救助・救急体制の整備
- ② 救急医療体制の整備
- ③ 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

- ① 自動車損害賠償保障制度の充実等
- ② 損害賠償の請求についての援助等
- ③ 交通事故被害者等支援の充実強化

第1節 道路交通環境の整備〔第11次沖縄県交通安全計画 15～31ページ〕

1-1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

沖縄総合事務局道路管理課、県道路管理課、県警交通規制課

【実施方針】

- 生活道路における交通安全対策の推進
歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプ・狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。
- 通学路等における交通安全の確保
高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。
- 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備
高齢者や障害者等を含め全ての人々が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、モノレール駅、公共施設、都市公園、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

- (1) 生活道路における交通安全対策の推進
- (2) 通学路等の歩道整備等の推進
 - 国道331号南城市津波古地区

【実施内容】

県道路管理課

- 通学路等の歩道整備等の推進
 - 地方道（主要地方道、一般県道）の県道37号線（屋慶名）など8路線、13箇所歩道整備を実施。

【実施内容】

県警交通規制課

- (1) 生活道路における整備
道路状況に適合した最高速度規制の設定、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、経過時間表示機能付歩行者灯器、道路管理者と連携したゾーン30プラスの推進等による総合的な事故抑止対策
- (2) 通学路等における整備
 - ア 押ボタン式信号機
 - イ 横断歩道の拡充

- (3) 高齢者、障害者等の安全に配慮した整備
 - ア 音響式信号機、歩車分離式信号機の導入
 - イ 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等
 - ウ 横断歩道にエスコートゾーンを設置

1-2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

沖縄総合事務局道路建設課、県警交通規制課

【実施方針】

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路建設課

高規格幹線道路の整備推進

(1) 一般国道506号小禄道路（那覇市鏡水～豊見城市名嘉地）

【実施内容】

県警交通規制課

生活道路における最高速度や車両通行禁止等、ゾーンによる交通規制を実施。

1-3 幹線道路における交通安全対策の推進

沖縄総合事務局道路建設課、沖縄総合事務局道路管理課、県道路管理課、県道路街路課、
 県警交通規制課、西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所

【実施方針】

幹線道路における交通安全については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策など、きめ細かく効率的な事故対策を推進する。また、高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図る。

○ 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう「事故ゼロプラン」を実施する。

○ 事故危険箇所の選定及び対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として選定し、沖縄県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止を実施する。

○ 幹線道路における交通規制

一般道路における速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について適宜見直しを行う。新規供用の道路における適正な交通規制を実施する。

○ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずる。

○ 適切に機能分担された道路網の整備

ハシゴ道路等幹線道路ネットワーク構築による交通渋滞の緩和、地域活性化、産業・観光振興支援、交通環境改善及び地域間の連帯強化等を図る道路整備を推進する。道路事業の実施に当たっては、歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るための自転車道等の整備等について、地域の実情に合わせて取り組む。

○ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

○ 道路の改築等による交通事故対策の推進

ア 交差点のコンパクト化、立体交差化を推進する。

イ 沿道からのアクセスを考慮した対策等の推進を図る。

ウ 商業系地区等における、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。

エ 交通混雑が著しい箇所において地区周辺の幹線道路等の総合的な整備を図る。

オ 歴史的町並みや歴史的環境の残る地区において、誘導路、生活道路、みちすじ等の整備を体系的に推進する。

【実施内容】

道路改築事業は、昭和47年度より主として一般国道58号、329号、330号、331号、332号、及び506号の整備を図ってきたが、今年度も引き続きこれらの路線の整備について実施する。改築事業の実施に当たり、ハシゴ状の道路ネットワークの構築など幹線道路の整備を促進する。

令和5年度における改築事業は約247億円を予定しており、主な箇所は下記のとおり。

(整備促進)

- (1) 一般国道506号小禄道路(那覇市鏡水～豊見城市名嘉地)
- (2) 一般国道506号豊見城東道路(豊見城市名嘉地～南風原町山川)
- (3) 一般国道58号名護東道路(名護市伊差川～数久田)
- (4) 一般国道58号恩納バイパス(恩納村瀬良垣～南恩納)
- (5) 一般国道58号恩納南バイパス(恩納村南恩納～仲泊)
- (6) 一般国道58号読谷道路(読谷村親志～古堅)
- (7) 一般国道58号嘉手納バイパス(読谷村古堅～嘉手納町兼久)
- (8) 一般国道58号北谷拡幅(北谷町浜川～宜野湾市伊佐)
- (9) 一般国道58号浦添北道路Ⅱ期線(宜野湾市宇地泊～浦添市港川)
- (10) 一般国道58号浦添拡幅(浦添市城間～那覇市安謝)
- (11) 一般国道58号那覇北道路(那覇市港町～若狭)
- (12) 一般国道329号西原バイパス(中城村津覇～西原町小那覇)
- (13) 一般国道329号与那原バイパス(西原町小那覇～南風原町与那覇)
- (14) 一般国道329号南風原バイパス(南風原町与那覇～那覇市上間)

【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

より効果的・効率的に交通事故を削減するために、死傷事故率100以上となっている高い割合の区間等を抽出し、交通事故対策を重点的に実施する。

令和5年度は、死傷事故率が100以上となっている箇所等で優先度が高い国道330号胡屋北交差点改良を含め12箇所では交通事故低減対策を実施する。また、道路構造、交通や地域の状況に応じた交通の安全を確保するため、道路照明灯、防護柵、区画線、道路標識、情報機器等の交通安全施設等の整備を推進する。

【実施内容】

県道路管理課

県管理道路において、国土交通省と警察庁により指定された事故危険箇所等、事故の発生が多い箇所の原因を把握するため、事故データを整理し、対策を実施する。また、地域から交通安全対策の要望がある箇所において、防護柵、道路照明、区画線、道路案内標識等の整備を実施し必要な対策を図る。

【実施内容】

県道路街路課

令和5年度における道路改築事業として、補助国道においては事業費約2億円を計上し、国道449号(本部北道路)、国道507号(八重瀬道路)等の整備を推進する。

また、県道においては事業費約113億円を計上し、南部東道路、幸地IC、浦添西原線、那覇北中城線、石垣空港線、真地久茂地線、胡屋泡瀬線、マクラム通り線等の整備を推進する。

【実施内容】

- (1) 事故危険箇所対策
- (2) 幹線道路対策
 - ア 速度規制や追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の適宜見直し
 - イ 新規供用道路や改築道路における適正な交通規制の実施
- (3) 道路管理者等と連携した対策の推進
 - 道路管理者等と連携した地域住民参加による交通安全総点検

【実施内容】

西日本高速道路(株) 九州支社沖縄高速道路事務所

- (1) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、舗装路面老朽化箇所の迅速な補修や高性能舗装化、区画線の整備等を図る。
また、渋滞発生時には必要に応じて後尾警戒車等により渋滞後尾の事故防止を図る。更に、工事規制箇所での事故防止を目的として超指向性スピーカーにより警告音による事故防止対策を積極的に推進する。
重大事故発生時には、高速自動車道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。
- (2) 逆走対策に伴う各インターチェンジにおけるカラー舗装等対策工事。
- (3) 渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、各種媒体を活用した ETC 普及率の向上取組みを実施する。

1-4 交通安全施設等の整備事業の推進

沖縄総合事務局道路管理課、県道路管理課、県警交通規制課

【実施方針】

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第5次社会資本整備重点計画に即して、沖縄県公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

○ 交通安全施設等の戦略的維持管理

「沖縄県公共施設総合管理計画」に基づき策定された「沖縄県警察交通安全施設個別計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽化信号機等の更新、ライフサイクルコストの削減を推進する。特に、横断歩道の道路標識・道路標示の効率的かつ適切な管理を図る。

○ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

○ 幹線道路対策の推進

幹線道路では、死傷事故発生率が高い、又は死傷事故が多発している「事故危険箇所」地区の整備及び信号機の改良などの重点的な交通事故対策を図る。

○ 交通円滑化対策の推進

ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を図る

○ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通管制エリアの見直し等交通管制システムの充実を図る。

○ 道路交通環境整備への住民参加の促進

道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して取り入れるとともに、地域住民や道路利用者の参加による交通安全施設等の点検を行い、道路交通環境の整備に反映する。

○ 連絡会議等の活用

「沖縄県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている会議等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

・【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

令和5年度の主な交通安全事業内容は次のとおり。

- (1) 歩道、自転車歩行者道の設置
- (2) 事故危険区間（事故ゼロ）や事故危険箇所における交差点等の改良
- (3) 道路照明灯、防護柵、区画線、道路標識、情報機器等の交通安全施設等の設置

また、安全な道路交通環境の整備にあたっては、道路を利用する人の視点を活かすことも重要であり、これまでの取組と同様に、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。

【実施内容】

歩行者・自動車対策及び生活道路対策の推進

① 公共交通安全事業

社会資本整備重点計画に基づき交通安全対策事業を実施する。

歩道：地方道（主要地方道、一般県道）の県道37号線（屋慶名）など8路線、
13箇所です歩道整備を推進。

自転車通行空間：玉城那覇自転車道線など1路線、1箇所です整備を推進。

交通安全施設：道路照明、防護柵、道路案内標識、視線誘導標等の整備を推進。

② 交通安全対策事業費

道路交通安全施設（歩道、防護柵、区画線等）の設置及び管理を実施し、緊急に対策が必要な交通安全施設を整備する。

【実施内容】

県警交通規制課

令和5年度の主な事業内容は次のとおり

- (1) 交通管制エリアの見直し
- (2) 交通安全施設の更新、統廃合

1-5 高齢者等の移動手手段の確保・充実

【実施方針】

沖縄総合事務局企画室、県交通政策課

○高齢者を始めとする地域住民の移動手手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手手段の確保・充実を図る取組を推進する。

○様々な分野間の垣根を超えた共創による取組や新たなモビリティサービスであるMaaS（Mobility as a Service）等の推進を通じ、公共交通等による移動の利便性向上や高齢者を始めとする地域住民の移動手手段の確保・充実等、地域課題の解決を目指す。

○高齢者をはじめとする、地域住民の日常生活に不可欠な生活バス路線の確保維持を図るため、生活バス路線の欠損額及び車両購入費等に対し補助を行う。

【実施内容】

沖縄総合事務局企画室

○地方公共団体に対して、マスタープラン（地域公共交通計画）の策定を促すなど、地域住民の移動手手段の確保に向けた取組を推進する。

○共創による取組やMaaS等に関する情報、補助事業等について、交通事業者や地方公共団体に対して幅広く周知を行うとともに、協議会等の場において適切な助言を行う。

【実施内容】

県交通政策課

○ 県内の広域的な幹線路線バスを対象とした「沖縄県地域公共交通計画（仮称）」を令和5年度末に策定し、広域的で持続可能な移動手手段の確保・充実に向けた取組を推進する。

○ 将来的な人口減少や運転手不足を背景に、公共交通サービス水準の維持が困難になることが予想されることから、県内で複数展開されている「観光型MaaS」の取組を注視しつつ、このような取組が主たる公共交通利用者である県民の利便性向上等どのように寄与するのか把握するため情報収集を図る。

○ 以下に対して、運行費及び車両購入費に係る補助を行う。

- ① 経常損失が生じている生活交通路線を運行するバス事業者（国協調補助）
- ② 経常損失が生じている生活交通路線を運行するバス事業者に対して補助を行う市町村（県単補助）

1-6 歩行空間のユニバーサルデザイン化

【実施方針】 沖縄総合事務局道路管理課、県警交通規制課

高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、モノレール駅、公共施設、都市公園、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。

【実施内容】 沖縄総合事務局道路管理課

歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進
・国道331号南城市津波古地区において事業を実施。

【実施内容】 県警交通規制課

視覚障害者用信号付加装置、高齢者等感応信号機、歩車分離式信号機の導入及び横断歩道のエスコートゾーン設置。

1-7 無電柱化の推進

沖縄総合事務局道路管理課、県警交通規制課、県道路管理課

【実施方針】

安全で快適な通行空間の確保等の観点から、幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止や既設電柱の占用制限等を盛り込んだ、新たな「無電柱化推進計画」に沿って、関係事業者と連携して無電柱化を推進する。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

令和5年度は、無電柱化事業として16箇所を実施し、国道58号恩納前兼久南地区、国道329号奥間地区、国道331号奥武山地区、国道332号鏡水地区の工事等を推進する。

【実施内容】

県警交通規制課

交通の安全と円滑を図るため交通安全施設を整備

【実施内容】

県道路管理課

無電柱化の推進

- 一般国道指定区間外（3箇所）
- 主要地方道、一般県道（9箇所）

1-8 効果的な交通規制の推進

県警交通規制課

【実施方針】

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

県公安委員会が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行う。

【実施内容】

県警交通規制課

(1) 地域の特性に応じた交通規制

ア 幹線道路

駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を実施する。

イ 生活道路

最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進する。

(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

交通流・量の適切な配分・誘導を図る交通規制を検討・実施する。また、路線バス等公共輸送機関の安全な優先通行を確保するため、道路実態や情勢に適應した交通規制を実施する。

(3) 合理的な交通規制の推進

道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・交通量の状況等を的確に把握し、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、地域の交通実態を踏まえ、最高速度、駐車等の交通規制について次のとおり点検及び見直しを推進する。

ア 一般道路における最高速度が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの点検及び見直し

イ 必要やむを得ない貨物自動車等の荷捌き、客待ちタクシー、二輪車、商店街（買物客）、駅前等の対策を重点とした駐車規制の点検及び見直し

1-9 自転車利用環境の総合的整備

沖縄総合事務局道路管理課、県警交通規制課、県道路管理課

【実施方針】

交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図り、歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

安全で快適な自転車利用環境の創出

- 国道58号名護市における自転車走行空間ネットワークの整備を推進

【実施内容】

県警交通規制課

道路管理者と連携した自転車専用通行帯・自転車用道路の規制

【実施内容】

県道路管理課

(1) 乗用車から自転車への転換の促進

市町村が策定する自転車ネットワーク計画の県管理路線において、自転車の安全な通行を確保するため、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の路面標示の整備を推進する。

実施箇所

- ・ 主要地方道の名護本部線で整備を推進。

(2) 自転車道の推進

交通の安全を確保し、併せて余暇活動の増大に対応した歴史や自然に親しめる自転車道の整備を推進する。

実施箇所

- ・ 玉城那覇自転車道線（南城市～那覇市）

1-10 ITSの活用

沖縄総合事務局道路管理課、沖縄総合通信事務所総務課、県警交通規制課
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所

【実施方針】

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を図るとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、「人」と「道路」と「車」を一体のシステムとして構築する「高度道路交通システム（ITS）」を推進する。

安全で円滑な道路交通の確保に資する詳細な道路交通情報の収集、提供のため、光ビーコン等のインフラの整備を推進する。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

ETC2.0から得られる情報を活用した事故分析や新たなサービス等の継続検討。

【実施内容】

沖縄総合通信事務所総務課

交通渋滞情報等をドライバーにリアルタイムで提供する「道路交通情報通信システム（VICS）」、高速道路等で車両を停止することなく料金徴収を可能とする「ノンストップ自動料金収受システム（ETC）」、また、ETCに係る無線通信技術を応用し、駐車場管理や物流管理、ガソリンスタンド代金支払等の様々な分野においても利用可能であるDSRC（狭域通信：Dedicated Short Range Communication）システムについて継続して推進する。

【実施内容】

県警交通規制課

交通管制エリアの見直し

【実施内容】

西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所

ハイウェイ交通情報(iHighway)の充実を推進するとともに、大規模工事規制実施時には、渋滞発生時の通過所要時間の提供を本線上、インター入口部、iHighwayでの提供も併せて実施する。

1-11 交通需要マネジメントの推進

沖縄総合事務局道路建設課、沖縄総合事務局企画室
 県警交通規制課、県交通政策課、県観光振興課

【実施方針】

- 依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM）の広報・啓発活動を積極的に行い、その定着化を図りながら推進する。
- 地域における移動ニーズに対し、地方公共団体が中心となって地域のマスタープラン（地域公共交通計画）の策定を推進し、公共交通サービスの確保・維持・改善を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。
- 様々な分野間の垣根を超えた共創による取組や新たなモビリティサービスである MaaS（Mobility as a Service）等の推進を通じ、公共交通等による移動の利便性向上や高齢者を始めとする地域住人の移動手段の確保・充実等、地域課題の解決を目指す。
- 外国人を含む観光客によるレンタカー利用を公共交通機関利用へ転換するよう促進する。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路建設課

- (1) 公共交通機関の利用促進・交通手段の変更
 浦添市の国道58号沿線でのパークアンドライドの継続実施
- (2) 交通需要の平準化
 - ア 道路交通情報の提供（VICS）及び通行規制情報の事前提供
 - イ 時差通勤の継続実施

【実施内容】

沖縄総合事務局企画室

- (1) 地方公共団体に対して、マスタープラン（地域公共交通計画）の策定を促すなど、地域住民の移動手段の確保に向けた取組を図る。
- (2) 共創による取組やMaaS等に関する情報、補助事業等について、交通事業者や地方公共団体に対して幅広く周知を行うとともに、協議会等の場において適切な助言を行う。

【実施内容】

県警交通規制課

- (1) 自治体が行う公共交通活性化施策への支援・調整
- (2) 自治体が行う都市圏における交通円滑化対策への支援・調整

【実施内容】

県交通政策課

- 本県の総合交通体系のビジョンを示した「沖縄県総合交通体系基本計画」(令和4年度改定)に基づく、「TDM施策推進アクションプログラム(令和4年度改定)」により、道路の利用方法に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。
- 県内の広域的な幹線路線バスを対象とした「沖縄県地域公共交通計画(仮称)」を令和5年度末に策定し、広域的で持続可能な移動手段の確保・充実に向けた取組を推進する。
- 将来的な人口減少や運転手不足を背景に、公共交通サービス水準の維持が困難になることが予想されることから、県内で複数展開されている「観光型Maas」の取組を注視しつつ、このような取組が主たる公共交通利用者である県民の利便性向上等どのように寄与するのか把握するため情報収集を図る。

【実施内容】

県観光振興課

那覇空港におけるレンタカー送迎バス乗降エリアの混雑や空港到着からレンタカー借受までの時間が長時間となるなどの課題があることから、観光客の滞在・立寄拠点エリアを観光二次交通結節点と位置づけ、レンタカー借受・返却場所の分散化等を図る取組を実施するほか、国際線の復便や車の免許を持たない観光客の観光二次交通を確保するため、繁忙期において、観光施設と観光施設を結ぶバス等を運行する取組を支援する。

1-12 災害に備えた道路交通環境の整備

沖縄総合事務局道路管理課、県警交通規制課

【実施方針】

落石法面崩落、越波等の道路における自然災害の発生を防止し、道路交通の安全を確保するため通行規制区間の解消や、緊急輸送道路の橋梁耐震補強、橋梁の予防保全に重点を置いて道路事業を進める。

地震、豪雨等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するための交通安全施設の整備、交通規制資機材の整備を推進する。

また災害発生時には、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

高速自動車国道等においては、大規模地震等により想定される被害に対応していくため、構造物の耐震補強を実施する。

また、老朽化が著しい橋梁については、修繕・更新の工事を行う。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

令和5年度における道路維持管理費（修繕）は約34億円を計上し、防災・盛土対策、耐震補強、橋梁補修に重点を置き、安全で安心な道路空間の確保に努めていく。

（主な事業内容）

(1) 防災・盛土対策

落石対策等の防災対策を推進

(2) 耐震補強

国道506号南風原町（南風原アーチ橋）の耐震補強を推進

(3) 橋梁補修

国道58号大宜味村（喜如嘉橋）等の橋梁補修を推進

【実施内容】

県警交通規制課

(1) 災害等に強い交通安全施設等の整備

ア 信号機電源付加装置の整備

イ 通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備の推進

(2) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確かつ円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法、道路交通法等に基づき、(1)の施設等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

1-13 総合的な駐車対策の推進

県警交通規制課、県警交通指導課、県都市計画・モノレール課

【実施方針】

- 秩序ある駐車場の推進
道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するための現行規制の見直しを行う。
- 違法駐車対策の推進
継続した確認事務の民間委託により放置駐車違反の取締りを行う執行力の確保と放置駐車違反車両使用者への責任追及を積極的に行い、県民生活に弊害をもたらす放置駐車違反をなくすことで、交通秩序の確立及び県民の安全かつ平穏な生活環境を確保する。
なお、取締りに当たっては、交通の実態と県民の要望を踏まえ、下記事項を効果的に推進する。
 - ア 取締り執行力確保による違法駐車取締りの強化
 - イ 取締り活動ガイドラインによる放置駐車違反抑止対策の推進
 - ウ 放置駐車違反車両の使用者責任及び常習・悪質な駐車違反者の責任追及の推進
- 駐車場等の有効利用
路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保し、駐車場の有効利用を推進する。
- ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進
 - ア 必要やむを得ない駐車需要への対応について、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。
 - イ パークアンドライド駐車場の管理・運営を行い、モノレールと自動車のスムーズな乗り継ぎを可能にする等、結節機能を充実させることで自動車から公共交通機関への転換を促進し、那覇都市圏の交通混雑の緩和に寄与する。

【実施内容】

県警交通規制課

- (1) 秩序ある駐車場の推進
 - ア 時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間との交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面からの現行規制の見直し
 - イ 地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善
 - ウ 道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進
 - エ 駐車場附置義務条例等の制定、路外駐車場や荷積みスペース及びタクシーベイの整備等に係る道路管理者や自治体等、関係機関との連携
 - オ 地域の実情に応じた貨物集配中の車両及び二輪車の駐車規制見直し

【実施内容】

- (1) 取締り執行力確保による違法駐車取締りの強化
放置駐車の実態に応じた取締りを行う執行力を民間委託により確保することで、警察官は、悪質・危険・迷惑性の高い違反取締りに重点指向するとともに、現場告知等の効果的運用を図る。
- (2) 取締り活動ガイドラインによる放置駐車違反抑止対策の推進
地域の実態に応じた取締りガイドラインによるメリハリを付けた放置駐車違反抑止対策を推進するとともに、道路交通環境等を勘案し、必要に応じ取締りガイドラインの見直しをするなどして適切に対応する。
- (3) 放置駐車違反車両の使用者責任及び常習・悪質な駐車違反者の責任追及の推進
運転者の責任追及が困難な放置駐車違反車両については、当該車両の使用者に対する放置違反金の納付命令、未納者に対する車検拒否制度及び常習者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任の追及を強力に推進する。
また、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等といった悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

【実施内容】

県都市計画・モノレール課

パークアンドライドシステムの仕組みやパークアンドライド駐車場の役割を広く県民に紹介し、公共交通機関の利用促進に向けた意識啓発を図る。

1-14 道路交通情報の充実

【実施方針】

沖縄総合事務局道路管理課
県警交通規制課、県道路管理課

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細やかな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、ICT等を活用して、道路交通情報の充実を図る。

道路案内の乱立を防ぐとともに、分かりやすい道路交通環境を確保する。

【実施内容】

沖縄総合事務局道路管理課

- ・ETC2.0から得られる情報を活用した事故分析や新たなサービス等の継続検討。
- ・主要な幹線道路の分かりやすい案内標識や英語併記の改善を実施。

【実施内容】

県警交通規制課

適時・適切な交通情報の提供

【実施内容】

県道路管理課

- ・分かりやすい道路交通環境の確保
誰もが見やすくわかりやすい道路案内標識を必要箇所に設置し、板面の劣化により標記が見づらくなることや支柱本体の老朽化、塩害損傷等による倒壊事故を未然に防ぐため、修繕や更新を推進する。

1-15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

沖縄総合事務局道路管理課
県子育て支援課、県都市公園課

【実施方針】

- 道路の使用及び占用の適正化等
 - ア 道路の使用及び占用の適正化
工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占有物件の維持管理の適正化について指導する。
 - イ 不法占有物件の排除等
道路交通に支障を与える不法占有物件については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。
さらに、道路上から不法占有物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが多いことから、不法占有等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。
なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用の拡大を図る。
 - ウ 道路の掘り返しの規制等
道路の掘り返しを伴う占有工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施行方法を調整する。
- 休憩施設等の整備の推進
道路を円滑・快適に利用できるよう休憩場所の提供や分かりやすい道路標識等の整備を進める。
- 子どもの遊び場等の確保
都市における良好な生活環境づくりを促進し、都市化の進展に伴う児童の遊び場の不足を解消するとともに、交通事故等の危険から児童を守るため、住区基幹公園等の都市公園の整備や児童館の利用の促進に努めることにより、安心して利用できる場所の確保を図る。
さらに、繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、子どもの遊び場等の環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域に、優先的に、主として幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。
- 道路法に基づく通行の禁止又は制限
道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。
- 地域に応じた安全の確保
安全な道路交通の確保に資するため、気象情報、路面状況等を収集し、道路利用者 に提供する道路情報提供装置等の整備・更新を行う。

【実施内容】

上記実施方針の「道路の使用及び占用の適正化等」、「道路法に基づく通行の禁止又は制限」、「地域に応じた安全の確保」について、関係機関との連携を図りつつ、積極的な対策を実施する。

【実施内容】

県子育て支援課

市町村が行う児童館の運営について、児童厚生員研修を実施し、子どもの安全に必要な知識等の習得を図ることにより、子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の確保を図る。

また、安全・安心な子どもの居場所確保に向けて、市町村が整備する児童館などの設置を促進する。

【実施内容】

県都市公園課

都市の住民が身近に利用できる住区基幹公園（街区、近隣及び地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）等を整備して、子供の安全な遊び場も確保しながら、市街地における生活環境の向上を図る。

なお、令和5年度に予定している都市公園整備事業は77箇所です約49億円である。

【予定数値】

項目名	単位	予定数値
都市公園整備事業	箇所	60

・・・（「別表」）

別表

令和5年度 都市公園事業計画

(単位:千円、事業費)

市町村名	総事業費		住 区 基 幹 公 園						都 市 基 幹 公 園				大 規 模 公 園				緩 衝 緑 地 等				
	カ所	事業費	街区公園	近隣公園	地区公園	特定地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	風致公園	都市緑地	緑道	カ所	事業費	カ所	事業費	カ所	事業費	カ所	事業費	
1 那覇市	25	290,960	11	68,710	6	38,704	1	21,500				5	85,160						2	76,886	
2 宜野湾市	5	118,500	3	68,000	1	25,300	1	25,200													
3 石垣市	2	30,000			1	23,000						1	7,000								
4 浦添市	3	96,500	1	46,000								1	21,000						1	29,500	
5 名護市	6	195,500	2	16,100	2	15,500	1	7,900				1	156,000								
6 糸満市	1	30,000												1	30,000						
7 沖繩市	2	871,050										1	806,000						1	65,050	
8 豊見城市	3	135,600	2	63,600								1	72,000								
9 うるま市	7	368,054	6	46,520	1	37,534						1	284,000								
10 宮古島市	1	30,000												1	30,000						
11 読谷村	1	61,500			1	61,500															
12 北谷町	1	30,000	1	30,000																	
13 西原町	2	34,050	1	12,448	1	21,602															
14 与那原町	2	85,000	1	18,000	1	67,000															
15 南風原町	2	85,900			2	85,900															
16 八重瀬町	4	164,050			1	4,750						1	50,000	2	109,300						
市町村公園	67	2,626,664	28	369,378	15	314,540	5	120,850	0	0	0	11	1,504,160	4	146,300	0	0	0	4	171,436	0
(15)市町村)																					
県営公園	10	2,278,160			1	117,000						2	919,000	1	23,000	6	1,219,160				
合 計	77	4,904,824	28	369,378	15	314,540	6	237,850	0	0	0	13	2,423,160	5	169,300	6	1,219,160	0	4	171,436	0

第2節 交通安全思想の普及徹底〔第11次沖縄県交通安全計画 32～44 ページ〕

2-1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

【実施方針】

県警交通企画課、教育庁保健体育課、
県高齢者福祉介護課、県子育て支援課

- 幼児に対する交通安全教育の推進
- 小学生に対する交通安全教育の推進
- 中学生に対する交通安全教育の推進
- 高校生に対する交通安全教育の推進
- 成人に対する交通安全教育の推進
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 障害者に対する交通安全教育の推進
- 外国人に対する交通安全教育等の推進
- 交通安全教育の充実
- 学校安全推進事業の充実
- 交通安全対策の推進
- 組織活動の推進

【実施内容】

県警交通企画課

- (1) 幼児に対する交通安全教育の推進
幼稚園・保育所等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。
- (2) 小学生に対する交通安全教育の推進
小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。
- (3) 中学生に対する交通安全教育の推進
中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。
- (4) 高校生に対する交通安全教育の推進
高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車及び自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

(5) 成人に対する交通安全教育の推進

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活性化に努める。

また、社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促し、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生等に対しては、学生の自転車・自動車の利用実態に応じ、関係機関・団体等と連携して、交通安全教育の充実に努める。

(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進

関係機関団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、高齢運転者標識や反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

(7) 障害者に対する交通安全教育の推進

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、学校等教育施設において、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

(8) 外国人に対する交通安全教育の推進

在沖米軍及び外国人観光客等を中心とする外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進するとともに、関係機関と連携して外国人向けの教材の充実に努め、効果的な交通安全教育に努める。

【実施内容】

教育庁保健体育課

(1) 交通安全教育の充実

学校教育活動の全体を通じ、社会の安全に貢献する健全な社会人の育成を目指す。

ア 学習指導要領の趣旨に沿い、参加・体験・実践型交通安全教育の充実に努める。

イ 学級活動・生徒会活動での交通安全指導の充実と個別指導の充実・強化を図る。

ウ 家庭・地域の連携を密に幼、小、中、高校間の一貫した指導に努める。

(2) 学校安全推進事業の充実

安全に関する実践的な研究や研修会等を通じ、指導計画、方法について研修を深め指導力の向上と、その成果を普及させ本県安全教育の充実に資する。

交通事故未然防止を目指し、交通安全教育の充実、関係団体との連携を強化し、実態に即した指導資料等を作成し普及・啓発することにより実践力の向上を図る。

ア 指導者研修会等の開催

(ア) 県健康教育研究会学校安全部会（幼・小・中・高校）

(イ) 高校生の交通問題を自ら考える実践交流会（県内各高等学校生徒代表）

(ウ) 交通安全指導者連絡協議会（県立高等学校担当者等）

(エ) 県外安全教育研修会への指導者派遣

イ 交通安全対策

(ア) 交通安全委員会（交通事故防止対策）

(イ) 交通安全活動のチェックと反省（チェックポイントの利用）

(ウ) 広報活動（交通安全に関する事故防止ポスターの配布）

(エ) 教材等の整備（ビデオ、パネル、資料集の発行等）

(3) 交通安全対策の推進

県教育委員会の策定した「交通安全対策の基本的な考え方」及び「高等学校における交通安全対策の基本方針と具体的取組」に基づき、県、市町村、学校及び家庭が行う対策事業を積極的に推進する。

ア 県教育委員会

(ア) 交通安全委員会の組織強化

(イ) 青少年健全育成連絡協議会や県警察本部との連携強化

(ウ) 県少年育成ネットワーク「交通部会」の充実

イ 市町村教育委員会

(ア) 交通安全対策地域懇談会や学校警察連絡協議会の開催

ウ 学校

個別指導の充実・強化、交通安全委員会の設置、交通安全指導全体計画の作成・実技指導等による安全指導の強化、学校安全マップ作成と通学路の定期的な点検

エ 家庭・地域

在宅確認、一声運動の実践・PTA安全活動の強化

(4) 組織活動の推進

PTA及び地域・関係機関・団体との連携・協力体制を確立し、交通安全教育の組織的な促進を図る。

ア 校内推進体制の確立

安全に関する校務分掌の位置付けと役割の明確化

イ 交通安全委員会の設置

交通安全委員会(学校安全委員会)の機能化と児童生徒が主体となる活動の推進

ウ 関係団体との連携と育成

地域・関係機関との連携強化及び学校安全教育推進協議会等の充実促進

【実施内容】

県高齢者福祉介護課

関係機関が作成した交通安全に関するパンフレット等を県老人クラブ連合会から各地区老人クラブ連合会を通して配布し、地域における老人クラブ会員等高齢者に対する交通安全を呼びかける。

【実施内容】

県子育て支援課

関係機関が作成した交通安全に関するパンフレット等について、市町村を通して保育所等へ周知し、交通安全を呼びかける。

2-2 効果的な交通安全教育の推進

県警交通企画課

【実施方針】

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、四輪・自転車シミュレーターや歩行者教育システムなどを活用した参加・体験・実践型の教育を積極的に推進する。

また、受講者の年齢や道路環境に応じた交通安全教育を的確に推進するための指導者を養成・確保するとともに、映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど、効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

【実施内容】

県警交通企画課

上記実施方針に基づき、「2-1 段階的かつ体系的な交通安全教育」の推進に示した各種交通安全教育を推進する。

2-3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

教育庁生涯学習振興課、県警交通企画課、県消費・くらし安全課

【実施方針】

- 交通安全運動の推進
県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、県や市町村の交通安全推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。
- 横断歩行者の安全確保
運転者に対し、交通弱者等に対する保護意識の共有を図るため、歩行者の特性を理解させる効果的な交通安全教育等に努めるとともに、歩行者の法令違反も多い実態を踏まえ、交通ルールの遵守を促す交通安全教育等を推進する。
- 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進
自転車は、極めて身近な交通手段であり、配達や通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールやマナーに違反する行動が多く、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しているため、自転車は「車両」であるということを含めての自転車利用者に対する周知を徹底するとともに、「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」令和4年11月1日付け交通対策本部決定）等を活用し、交通安全教育の充実を図る。
- すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る（令和4年調査における一般道のシートベルト着用率全国平均は、運転席99.1%、助手席96.9%、後部座42.9%、沖縄県については、運転席98.6%、助手席91.8%、後部座席13.2%（警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。
- チャイルドシートの正しい使用の徹底
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、使用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所、病院等と連携し、保護者に対する使用効果を理解させる衝突映像を活用した広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する（令和4年調査におけるチャイルドシート使用率全国平均は、6歳未満全体の着装率74.5%、沖縄県については、6歳未満全体の57.0%（警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。
- 反射材用品の普及促進、前照灯の早期点灯
夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。
また、薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

- 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発やアルコール検知器を活用した運行前検査の励行に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない させない 許さない」という県民の規範意識の確立を図る。特に飲酒運転における死亡事故率が高い若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関等が連携して推進する。

また、飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合に、地域の実情に応じ、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。
- 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等を重点的かつ集中的に実施する。
- その他の普及啓発活動の推進
 - ア 高齢運転者標識（高齢運転者マーク）の普及・活用を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。
 - イ 夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。
 - ウ インターネット等を通じて事故データ等の情報提供に努める。
 - エ 交通安全思想の普及啓発活動を推進するとともに、あらゆる広報媒体を活用し、各季の交通安全運動と連動した広報キャンペーンを展開する。
- 生涯にわたる交通安全教育の機会の提供

交通社会の一員としての責任を自覚し、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、自他の生命尊重の理念を基本として、生涯にわたる交通安全教育の機会を提供し、交通安全意識の高揚を図る。

【実施内容】

教育庁生涯学習振興課

社会教育関連の事業や研修会等において、交通安全教育についての取り組みを実施するなど、交通安全に対する啓発を行う。

研修会における交通安全教育の取組として、青少年教育施設の主催事業における交通安全活動が充実されるよう年1回以上指導・助言を行う。

【実施内容】

(1) 交通安全運動の推進

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く県民に周知することにより、交通安全運動参加者の充実・発展を図るとともに、県民本位の運動として展開されるよう、事故実態、県民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

(2) 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育等を推進する。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して、手を上げる・差し出す、顔を向けるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

(3) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

自転車安全利用五則を活用し、自転車を守るべきルールを周知するとともに、交通違反を犯した場合の罰則や事故発生リスクについて、具体的な事故事例を示すなどして、年齢層に応じた分かりやすい周知に努めるほか、ヘルメット着用については、映像資料等を活用するなど、被害軽減対策としての効果を十分に理解させることができるよう工夫し、幼児・児童はもちろんのこと、全ての年齢層の自転車利用者に対してもヘルメットの着用を促す。

また、自転車販売店等の自転車関係事業者との連携を強化し、自転車の販売、修理等の機会を捉えてルールの周知を実施するよう積極的に働き掛けるとともに、必要な支援を行う。

さらに、自転車運転者講習の制度を適切に運用し、交通の危険を生じさせるおそれのある違反行為を反復して行った自転車運転者に対し、交通ルールの周知徹底を図る

(4) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

県、市町村、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて、着用徹底の啓発活動等を展開する。

(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底

幼稚園・保育所、病院等と連携し、保護者に対する使用効果を理解させる衝突映像を活用した広報啓発・指導に努める。

さらに、販売店等におけるチャイルドシートと座席との適合表の公表の促進、製品ごとの安全性に関する比較情報の提供や利用者への正しい使用の指導・助言を推進する。

(6) 反射材用品の普及促進、前照灯の早期点灯

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図ることとするが、歩行中の交通事故死亡者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。

衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車

及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

(7) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

ア 飲酒運転の再発防止のため、飲酒運転違反者や検挙基準に該当しない運転者に対する指導・教育等のほか、飲酒運転をした者が、飲食店で飲酒していたことが判明した場合における当該飲食店営業者等への指導等を推進する。

イ 飲酒運転の危険性や検挙された場合に被る代償を自覚させるため、参加・体験・型の交通安全教育や飲酒運転による罰則、行政処分、社会的制裁等についての周知を図るほか、在学中に運転免許の取得可能年齢に達する高校生に対し、教育庁等と連携した飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を推進するなど、対象に応じた交通安全教育を推進する。

(8) 効果的な広報の実施

ア 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、各季の交通安全運動と連動した広報など、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行う。

イ 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体を積極的に活用し、県、市町村、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細やかな広報の充実に努める。

ウ 県民が、交通事故の発生状況を理解し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、インターネット等を通じて事故データ等の情報提供に努める。

(9) 高齢者運転者の保護、高齢運転者による交通事故防止意識の確立

高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢運転者標識(高齢者マーク)の普及・活用を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。

また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

【実施内容】

県消費・くらし安全課

沖縄県交通安全推進協議会を推進母体とし、関係機関・団体と連携を密に図りながら、各季の交通安全運動や飲酒運転根絶運動等を実施する。また市町村及び関係機関の協力を得て効果的な交通安全広報活動を次のとおり実施する。

(1) 県の広報媒体やポスター・チラシ等を活用した広報啓発運動

広報媒体：県のホームページ、Twitter、広報誌、テレビ・ラジオ等を活用した広報

ア ポスター・チラシの作成・配布

【目標数値】

項目名	単位	目標値
ポスター配布	枚	5,000 × 2季 = 10,000
チラシ配布	枚	20,000 × 2季 = 40,000

イ 高校生による飲酒運転根絶ラジオCMの放送等

ウ 飲酒運転根絶ロゴマーク旗の掲揚(毎月1日)

エ 駅や商業施設において、飲酒運転根絶を訴えるポスター等の展示

(2) 市町村との連携

ア 県内のビーチ等において、飲酒運転根絶を呼びかけ、のぼり旗を掲揚する等の広報を行う。

イ 市町村所有の大型ビジョンを活用した動画の放映

- (3) 交通安全運動開始式等の実施
秋の全国交通安全運動開始式(9月)
- (4) 沖縄県交通安全功労者等表彰の実施
令和6年1月頃実施予定
- (5) 飲酒運転根絶県民大会
令和5年10月頃開催予定
飲酒運転根絶に向けた各地域における活動促進を図るため、民間事業者や交通安全関係団体に対し、のぼり・ステッカー等の啓発用品を配布する。
- (6) 各種施策を県民総ぐるみの運動に繋げ効果的に展開するため、沖縄県交通安全推進協議会を活用し、官民一体となって下記の交通安全に関する様々な運動を展開する。
- ア 期間を定めて行う運動
- (ア) 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日(10日間)
※令和5年5月11日～5月20日(10日間)
- (イ) 夏の交通安全県民運動 7月11日～7月20日(10日間)
- (ウ) 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日(10日間)
- (エ) 年末・年始の交通安全県民運動 12月21日～1月4日(15日間)
- イ 日を定めて行う運動
- (ア) 交通安全県民の日 毎月1日
- (イ) 飲酒運転の根絶運動の日 毎月1日
- (ウ) 県民交通事故0の日 毎月20日
- (エ) ノーマイカーデー 毎月1日・20日
- (オ) 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日・9月30日(内閣府制定)
- (カ) バイクの日 8月19日(内閣府制定)
- ウ 年間を通じて行う運動
- (ア) 飲酒運転根絶運動
- (イ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート・ヘルメットの正しい着用推進運動
- (ウ) 二輪車の交通事故防止運動
- (7) 交通安全フォーラムの開催
国の重要施策及び開催都道府県が実施する交通安全対策上の諸問題を踏まえて、学識経験者等の専門家による研究発表、討議等を通じて、交通事故防止のための有効かつ適切な提言を得るとともに、国民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に開催。
- ア 日程：令和5年10月～12月頃予定(那覇市内予定)
- イ 主催：内閣府・沖縄県
- ウ テーマ「歩行者自らが取り組む事故防止」(仮題)

2-4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

県警交通企画課、教育庁生涯学習振興課、県交通政策課、県消費・くらし安全課
【実施方針】

交通安全確保のための取組を行う民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業を推進するとともに諸行事に対する援助、交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。

【実施内容】

県警交通企画課

交通安全指導者の養成等の事業を推進するとともに諸行事に対する援助、交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。

【実施内容】

教育庁生涯学習振興課

- (1) 子ども会、青年会、ボーイ・ガールスカウト、自治公民館等の活動の中に交通安全に対する活動が年1回以上取り入れられるよう助言する。
- (2) P T A 活動における交通安全活動が充実・強化されるよう年1回以上助言する。
- (3) 青年会、婦人会、老人会等の団体に交通安全に対する活動の取組について年1回以上助言する。
- (4) 青少年教育施設の主催事業における交通安全活動が充実・強化されるよう年1回以上指導・助言を行う。

【実施内容】

県交通政策課

運輸事業振興助成補助金の補助対象者が実施する交通安全対策に対する事業に、助成を行う。

- (1) (一社) 沖縄県バス協会
 - ア 運転者に適性診断及び高齢運転者に適齢診断を受診させる。
 - イ 停留所標識、上屋等を整備する。
 - ウ サービスの改善を図るため、高校生に対し、バス通学を促すチラシを配布することや提示物を掲示し、周知を行う。
- (2) (公社) 沖縄県トラック協会
 - ア 運転者に適性診断を受診させる。
 - イ 事故防止に対する意識及び資質の向上のため、運転者及び運行管理者等に対する研修等を行う。
 - ウ 会員事業所の運転者の技能向上及び安全運転の意識高揚を図るため、トラックドライバーコンテスト及びセーフティードライブコンテストを実施する。
 - エ 交通事故防止啓発のため、懸垂幕及び安全旗を作成し、掲示する。
 - オ 交通安全啓発のため、新聞等広告、ポスターを作成する。
 - カ 交通事故防止啓発のため、研修用 DVD を購入し、講習会等で活用する。

【実施内容】

県消費・くらし安全課

家庭及び地域における交通安全思想の普及を図るため、「沖縄県交通安全母の会連絡協議会」に対し助成を行いその活動を援助する。

(令和5年度補助額：285,000円)

2-5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

県警交通企画課

【実施方針】

交通の安全は、地域住民等の安全意識により支えられることから、地域住民に留まらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。

そのため、交通安全思想の普及に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。

【実施内容】

県警交通企画課

行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。

第3節 安全運転の確保〔第11次沖縄県交通安全計画45～52ページ〕

3-1 運転者教育等の充実

沖縄総合事務局監査指導課、県警交通企画課
県警運転免許管理課、県警運転免許試験課

【実施方針】

- 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
 - ア 自動車教習所における教習の充実
 - イ 取得時講習の充実
- 運転者に対する再教育等の充実

講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。
- 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し悪質・危険な運転特性の矯正を図る。
- 二輪車安全対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。
また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。
- 高齢運転者対策の充実
 - ア 高齢者に対する教育の充実
 - イ 臨時適性検査の確実な実施
 - ウ 運転経歴証明書にかかる支援措置の充実
 - エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用
 - オ 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。
- シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行う。
- 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。
- 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対する立入検査等を行う。

- 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、高齢運転者等に対する受診の徹底を図る。
- 危険な運転者の早期排除
行政処分制度の適正かつ迅速な運用により、危険な運転者の早期排除を図る。

【実施内容】

沖縄総合事務局監査指導課

- (1) 事業用自動車の運転者教育の充実
事業用自動車の運転者には、一般の運転者より高い資質が求められていることから、監査、運行管理者講習等の機会をとらえ、事業者自ら行う運転者に対する安全教育の内容等について指導する。
- (2) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
自動車運送事業等に従事する運転者が、運行の安全を確保するための知識の充実並びに運転技能及び運転行動の把握・改善を図るため、国土交通大臣が認定する適性診断を活用し判明した運転行動の特性を踏まえ、運行管理者等によるきめ細かな指導を実施するよう監査等の機会をとらえ指導する。

【実施内容】

県警交通企画課

- (1) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りを実施するほか、被害軽減に効果のある二輪車用プロテクターの着用について周知を図る。
- (2) 自動車運転代行業の指導育成等
無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。また、自動車運転代行業を利用する県民に対して、白タク類似行為の禁止等について周知を図る。

【実施内容】

県警運転免許管理課、県警運転免許試験課

- (1) 運転者教育の効果的推進
運転者教育の充実を図るため、最近の交通事故の年齢層別・事故類型別の特徴等を踏まえた上で、常に制度の在り方、教育方法・内容等の見直しを行い、運転免許保有者当たりの死亡事故件数の多い高齢運転者及び若年運転者を重点として、受講者・受講生を始め、県民がその意義をより強く感じられるような運転者教育を効果的に推進する。
- (2) 自動車教習所における教習の充実
各種研修を通じて指定自動車教習所の教習指導員の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどの立入検査の結果に基づく指導による教習水準の維持・向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所に対しても、その水準向上のため、適正な教習の実施に必要な指導・助言に努める。
また、県民に対しては、自動車教習所における教習水準に関する情報の提供を促進する。

(3) 各種講習の充実

ア 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習）を効果的に推進するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。

イ 更新時講習の充実

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、受講者の態様に応じた特別学級の編成、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

(4) 高齢運転者の交通事故防止対策の推進

ア 高齢運転者に対する教育の充実

70歳以上の運転者に対する高齢者講習や75歳以上の運転者に対する認知機能検査、75歳以上の普通自動車対応免許の保有者で過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある運転者に対する運転技能検査について、これらの教育効果が最大限に発揮されるよう、適正かつ効果的な運用に努める。

また、増加する70歳以上の高齢運転者への十分な受検・受講の機会を確保するため、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の実施機関における実施枠の拡大を図る。

イ 臨時適性検査の円滑な運用

臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）の対象者に対しては、制度について適切な説明を行うとともに、原則6か月後に再度臨時適性検査等を受検することとされた者の受検管理を確実に行う。

また、高齢運転者に対する運転支援を行うとともに、認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消し等の行政処分を確実に行う。

さらに、日本医師会をはじめとする関係団体と連携し、認知症の診断を行う医師の確保、制度の運用に伴う医師が抱える様々な不安の払拭等に努める。

ウ 高齢者支援施策の推進

申請による運転免許の取消制度及び運転経歴証明書制度について、積極的な広報に努めるとともに、関係機関等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境整備を図る。

また、地方公共団体が地域公共交通網の整備に当たって計画を策定する場合には、必要な意見を述べ、公共交通機関の整備・拡充に向けた働きかけを行う。

エ 安全運転サポート車の普及啓発の推進

関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車について、運転免許センター等の警察施設を試乗会の実施場所として提供するほか、自動車教習所等に協力を要請するなど、各種機会を利用して更なる普及啓発に努める。この際、高齢運転者の交通事故の特徴等を周知するとともに、販売事業者を通じ、先進安全技術の限界や使用上の注意点等に対する理解の促進を図る。

また、令和4年5月13日から、申請により、普通自動車免許により運転することができる普通自動車の種類を一定の安全運転支援機能を備える「サポートカー」に限定する条件を運転免許に付与等するサポートカー限定免許の制度が導入され

たことから、運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者等に対し、同制度の周知を図る。

オ 高齢運転者標識の表示の促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。

カ 高齢者等からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの安全運転相談等をはじめとした各種相談、高齢運転者教育等を実施する際に、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種免許関係手続については高齢者の利便性の向上に努める。

キ 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の円滑な実施等

高齢化社会の進行による高齢運転者の増加に伴い、改正道路交通法で導入された臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の円滑な実施のため医療機関との連携強化、高齢者講習等を適確に実施するための体制の整備、受講者の受入体制の拡充等、計画的な準備作業を行う。

(5) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許を取得した者に対する再教育を実施している自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所等の機能を充実強化する。

(6) 二輪車運転者教育の推進

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、更新時講習等における二輪車特別学級の編成、運転免許取得者教育の認定制度の活用、二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する積極的な支援により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

3-2 適正な運転免許行政の推進

県警運転免許管理課、県警運転免許試験課

【実施方針】

- (1) 運転免許手続きにおける簡素合理化の推進
- (2) 県民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進
- (3) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等
- (4) 悪質・危険な運転者の早期排除と改善等
- (5) 外国人運転者等への適切な対応
- (6) 大規模災害に備えた対策の推進
- (7) きめ細かな運転者施策の推進

【実施内容】

県警運転免許管理課、県警運転免許試験課

- (1) 運転免許手続きにおける簡素合理化の推進
申請等に係る県民の負担軽減の観点から、運転免許証の更新についての即日交付窓口の拡大、優良運転者に係る利用可能な更新窓口の拡大等の手続きの簡素合理化を一層推進することとし、必要な各種資機材の整備を図る。
- (2) 県民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進
運転免許業務のIT化等による合理化のほか、託児コーナー、身体障害者用トイレの設置等、申請者の利便の向上に配慮した運転免許試験場の施設・設備の整備やコース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大を図るなど、県民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。
- (3) 運転免許試験場及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等
学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。
また、技能試験適正水準を維持するため、技能試験官の資質の維持向上を図るとともに現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するため試験方法等の見直しを促進する。
さらに、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。
- (4) 悪質・危険な運転者の早期排除と改善等
 - ア 危険な運転者の早期排除と改善
違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。
また、自動車等の安全な運転に支障を及ぼす恐れがある病気（以下「一定の症状を呈する病気」という。）等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。
さらに、違反行為をした危険運転者の改善のため、初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実に努める。
特に、取消処分者講習については、受講対象の拡大（準取消処分者等）に適切に対応するとともに、指定講習機関制度の適正な運用により、講習水準の維持向上に努める。
 - イ 常習飲酒運転者対策
飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。また、停止処分者講習における飲酒学級の講習内容の充実に努めるとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした飲酒取消講習を効果的に推進する。

ウ 準取消処分者等に対する取消処分者講習の確実な実施

取消処分基準に該当したが取消処分を受ける前に免許を失効させた者等で、免許試験を受けようとする者に対する取消処分者講習を確実に実施する

(5) 外国人運転者等への適切な対応

日本語を解さない外国人に対し、運転免許学科試験の外国語による実施の拡充、更新時講習等における外国語版教本の活用等により、日本の交通ルールを理解させることに努めるとともに、外国等の運転免許を有する者に対する運転免許試験の一部免除に当たっては、自動車等の運転に支障がないことの確認を適正に実施する。

さらに、偽造された外国等の運転免許証による国内免許の不正取得の防止措置を強化する。

(6) 大規模災害に備えた対策の推進

大規模災害による運転免許業務への影響を最小限のものとするため、運転免許試験場の耐震化・免震化・制震化、システム室への免震床の設置、自家用発動発電機の整備、運転免許関連システムのバックアップデータの分散保管等を引き続き推進する。

また、災害により運転免許証を亡失等した被災者の利便のため、再交付業務の早期再開等のための体制の確保に係る計画の策定等の措置を講ずる。

(7) きめ細かな運転者施策の推進

ア 運転適性検査等の効果的活用

運転者の運転特性を診断するために開発された筆記による運転適性検査や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。

また、運転適性検査等の業務が適正に行われるよう検査指導者の体制の充実に努める。

イ 安全運転相談の充実等

(ア) 安全運転相談の充実

身体に障害が生じている者及び一定の病状を呈する病気等にかかっている者の運転免許の取得について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があることを踏まえ、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、身体に障害が生じている者及び一定の病状を呈する病気等にかかっている者に対する安全運転相談のより一層の充実に努める。

また、運転能力が低下している者については、相談終了後も定期又は不定期に運転者本人や家族等に連絡を取り、相談終了後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて、臨時適性検査を行うなど、適時適切な対応に努める。

(イ) 運転免許申請時・運転免許更新時における正しい申告の確保

一定の病状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること並びに一定の症状を呈する病気に該当すること等を理由として取り消された者は3年以内であれば再取得に当たって運転免許試験が一部免除されること及び再取得した場合には当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。

(ウ) 医師との連携

一定の症状を呈する病気等に該当する疑いがある者について、その主治医から届出がしやすい環境の構築や臨時適性検査の円滑な運用のため、医師会や各学会等との連携を強化する。

(エ) 障害者に対する配慮

身体障害者用に改良された持込車両を用いた技能試験の実施等を推進するとともに、手話通訳人・字幕入り講習用映画の導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。

また、指定自動車教習所等に係る教習体制の充実について働きかけるとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。

3-3 安全運転管理の推進

県警交通企画課

【実施方針】

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者による、運転前後の運転者に対する目視等による酒気帯びの有無の確認等の義務について、確実に実施するよう指導を強化する。

【実施内容】

県警交通企画課

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るため、安全運転管理者の選任状況をウェブサイト上に公開することにより選任を促進し、自動車保管場所証明業務との連携により未選任事業所の把握に努める。また、職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう指導し、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等について、使用者等への運転記録証明書等の提出により違反実態を把握させ、適切な安全指導に当たらせるとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報を交通安全教育や安全運転管理へ活用する方法について周知を図る。

3-4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

沖縄総合事務局監査指導課

【実施方針】

国土交通省においては、「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和3年3月に策定し、令和7年までに事業用自動車の事故による24時間死者数を225人以下、重傷者数を2,120人以下、人身事故件数を16,500件以下、飲酒運転を0件とする新たな事故削減目標の設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、関係者一丸となって着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。

ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

イ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。

ウ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進

自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運転管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICT技術の開発・普及を促進する。

エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

オ 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。

カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者における関係法令等の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、取りまとめた総合的対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用する。さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乘車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆盖面添乗調査」を実施する。このほか、自動車運送事業者に対する行政処分基準については、適宜見直しを行う。

【実施内容】

沖縄総合事務局監査指導課

- 企業全体に安全意識を浸透させ、安全管理体制のスパイラルアップを促進するため、中小事業者を含め、「運輸安全マネジメント評価」を実施する。
- 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の関係法令の履行及び運行管理の徹底を図るため、重大事故を引き起こした事業者及び飲酒運転や乗務中に携帯電話等を使用する悪質・危険な違反事業者等に対する監査の徹底、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行う。
- 運行管理者等に対する指導講習について、過労運転、過積載の防止等運行の安全を確保するため、国土交通大臣が認定する指導講習等の受講を推進する。
- 指導監督結果の相互通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。貨物自動車運送事業者については、沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転、過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。また、一般貸切旅客運送事業者についても一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関を通じて輸送の安全に係る法令遵守状況の確認・改善指導を行い安全意識の向上を図る。
- 高齢運転者による事故等の防止を図るため、事業者が個々の運転者の運転特性を把握した上で、運転上の注意事項を的確かつきめ細やかに指導・監督を実施できるよう適性診断等の受診を指導するとともに疾病による事故を防止するため「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図る。
- 事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車運送事業者に係る事故やヒヤリ・ハット情報を収集し、様々な観点から事故情報の集計・分析・検索を行い、その結果の有効活用を図る。

3-5 交通労働災害の防止等

沖縄労働局監督課

【実施方針】

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、併せて交通事故の防止に資するため、自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、改正平成12年労働省告示第120号。以下「改善基準」という。）等の履行を確保するため、次の施策を推進する。

- (1) 自動車運転者の労働時間等の労働条件確保等を主眼とした監督指導等の実施
- (2) 自主的労務管理改善の推進のための指導
- (3) 交通労働災害防止対策の推進

【実施内容】

沖縄労働局監督課

(1) 監督指導等の実施

自動車運転者を使用する事業場を対象に、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、自動車運転者の労働時間等の改善基準等の遵守、健康診断の完全実施、労働時間管理の適正化、最低賃金の履行確保、労働条件の明示等法定労働条件の確保について、監督指導等を実施する。

(2) 自主的な労務管理改善推進のための指導

労働時間管理適正化指導員の活用等による啓発指導を行い、自主的な改善が促進されるよう、関係業界団体等に対する指導を実施する。

また、実施方針に記載の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日施行となっていることから、関係業界団体及び各事業場を対象とした説明会を開催する。

(3) 交通労働災害防止対策の推進

事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び自動車運行管理等の実施により、事業者が自主的に交通労働災害防止を図ることを目的として策定した「交通労働災害防止のためのガイドライン」について、その周知徹底を図るとともに、関係業界団体が行う労働災害防止活動の一環としての交通労働災害防止活動に対し、指導援助を行う。

3-6 道路交通に関連する情報の充実

沖縄気象台

【実施方針】

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象についての的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有や ICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。

- (1) 気象観測予報体制の整備等
- (2) 地震・津波・火山監視・警報体制の整備等
- (3) 情報の提供等
- (4) 気象知識等の普及

【実施内容】

沖縄気象台

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して、地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、地震の規模の精密な解析や津波の範囲・規模の予測等の解析に基づく津波警報等の更新を適切に行う。

ウ 火山監視体制と噴火警報等

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、気象庁は降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する（気象警報等伝達系統図参照）。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状

降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ等についても、気象庁ホームページや報道機関を通じて道路利用者に周知する。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する（地震情報及び津波警報等の伝達系統図参照）。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

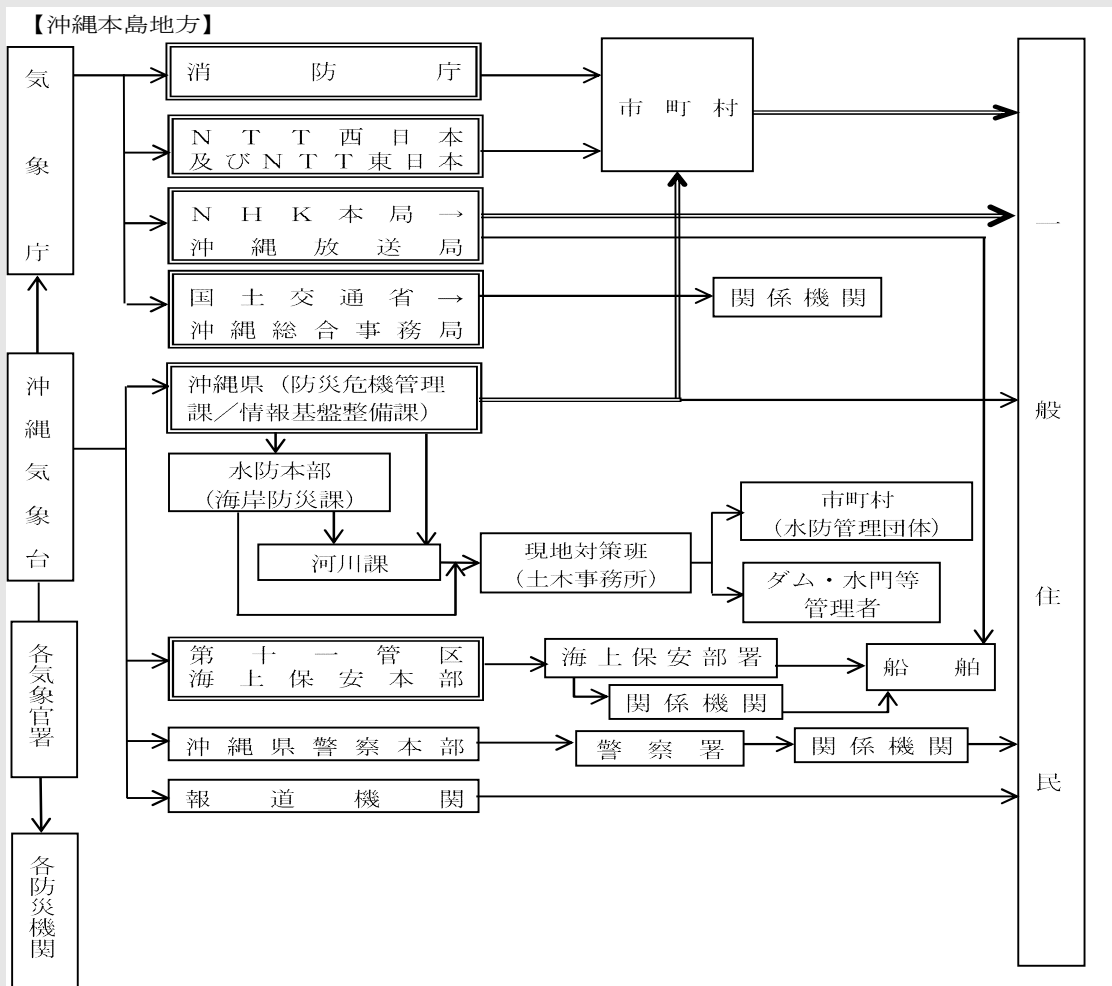
南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

<参考>

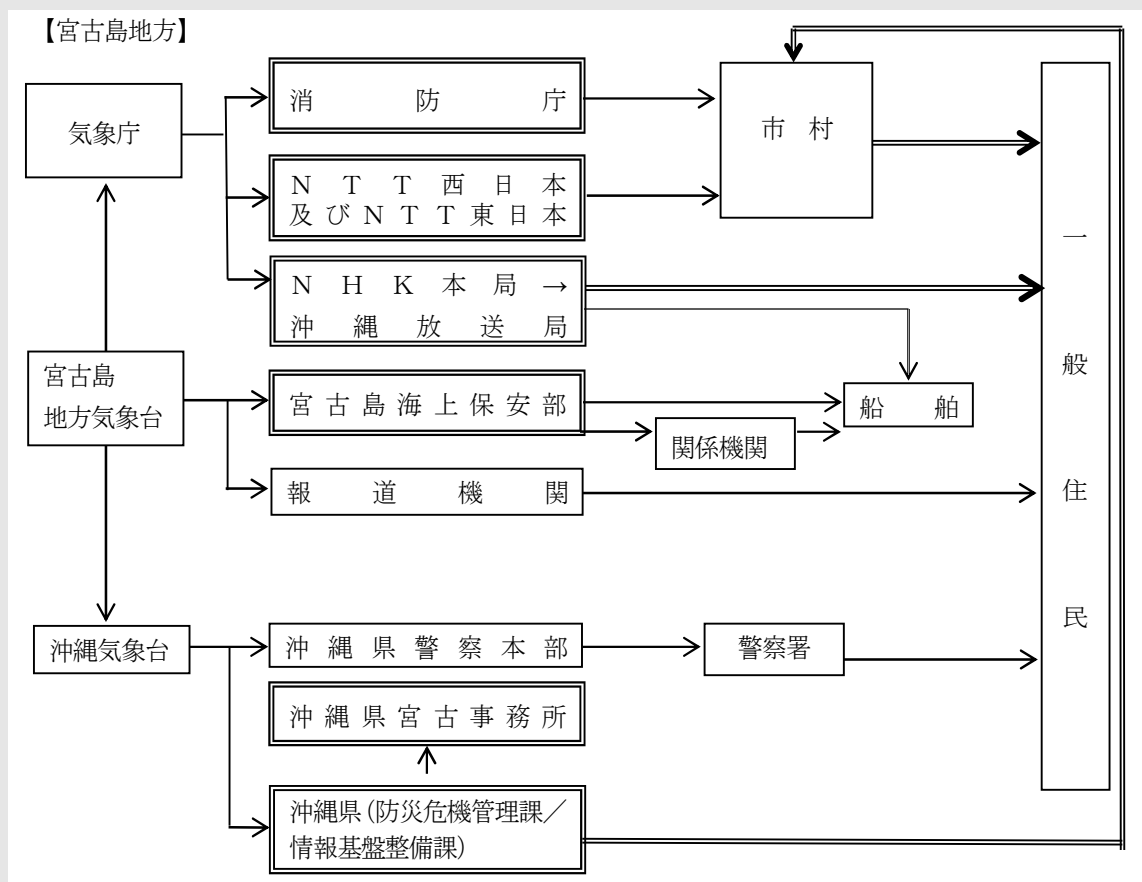
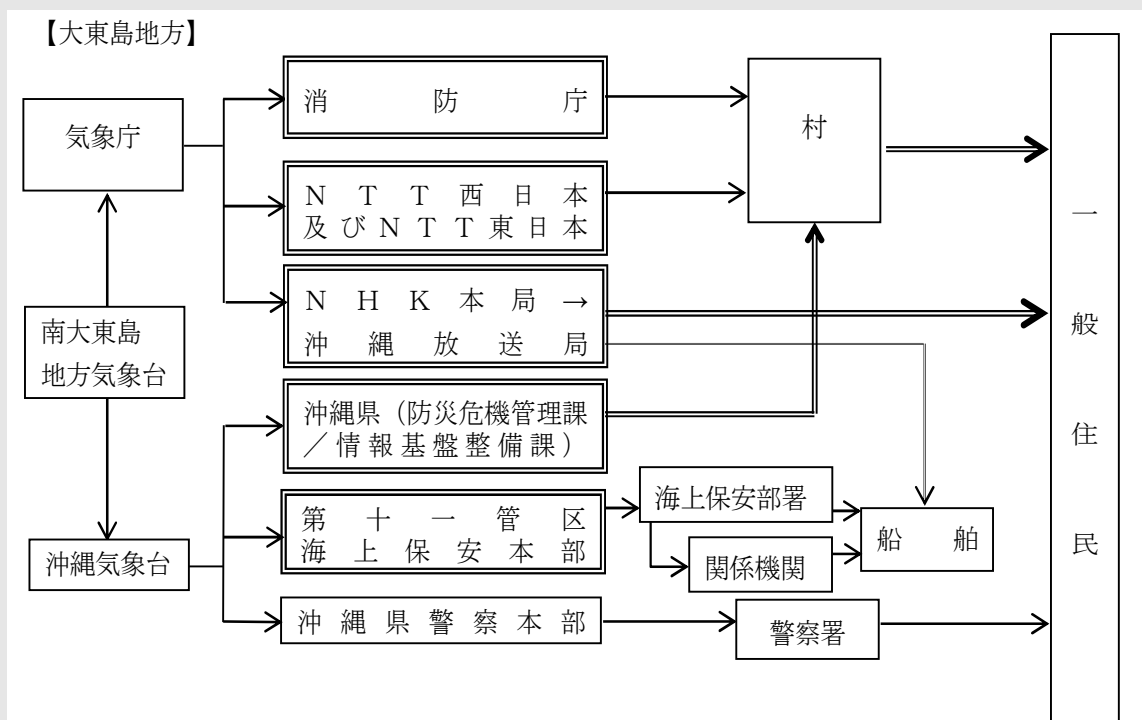
○気象警報等伝達系統図

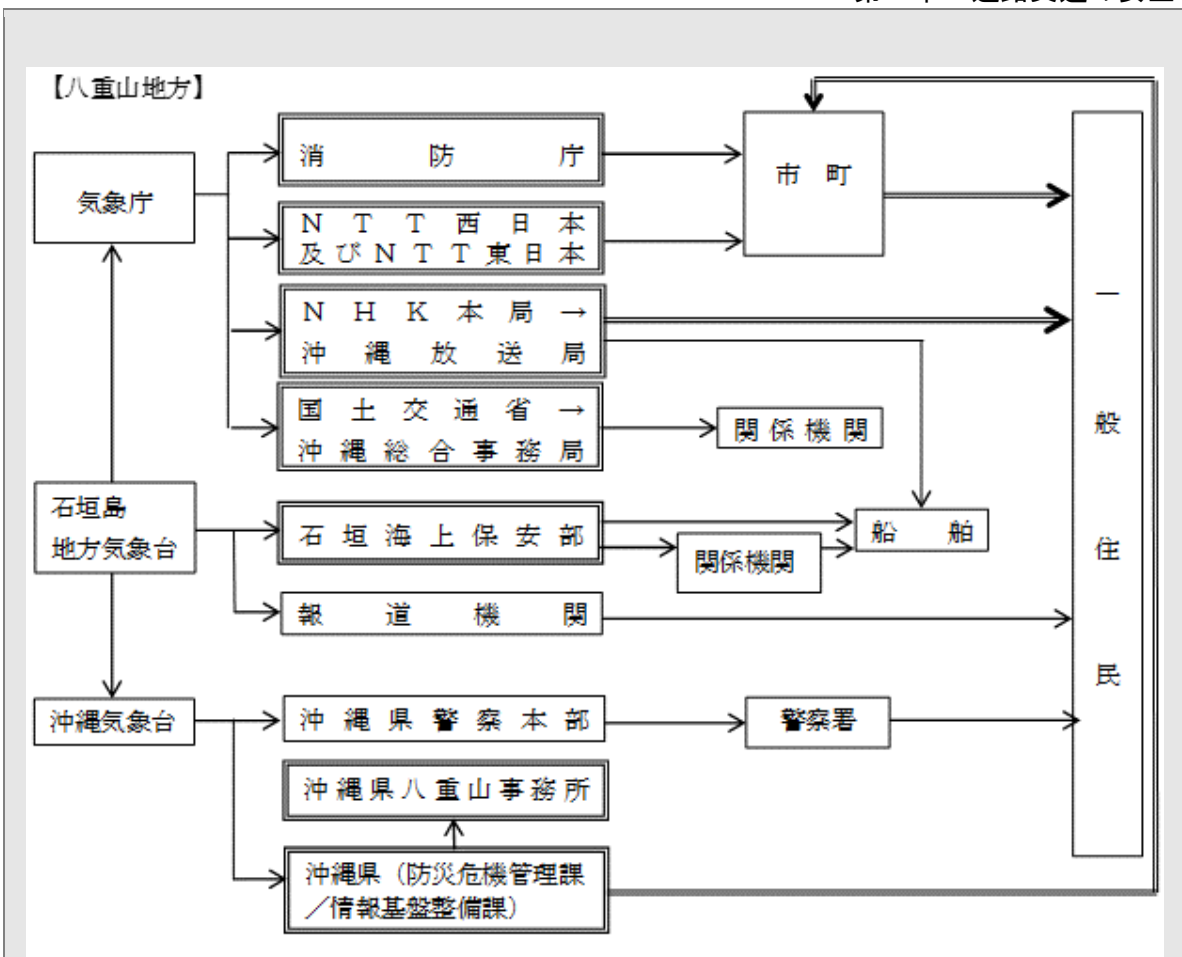


※ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

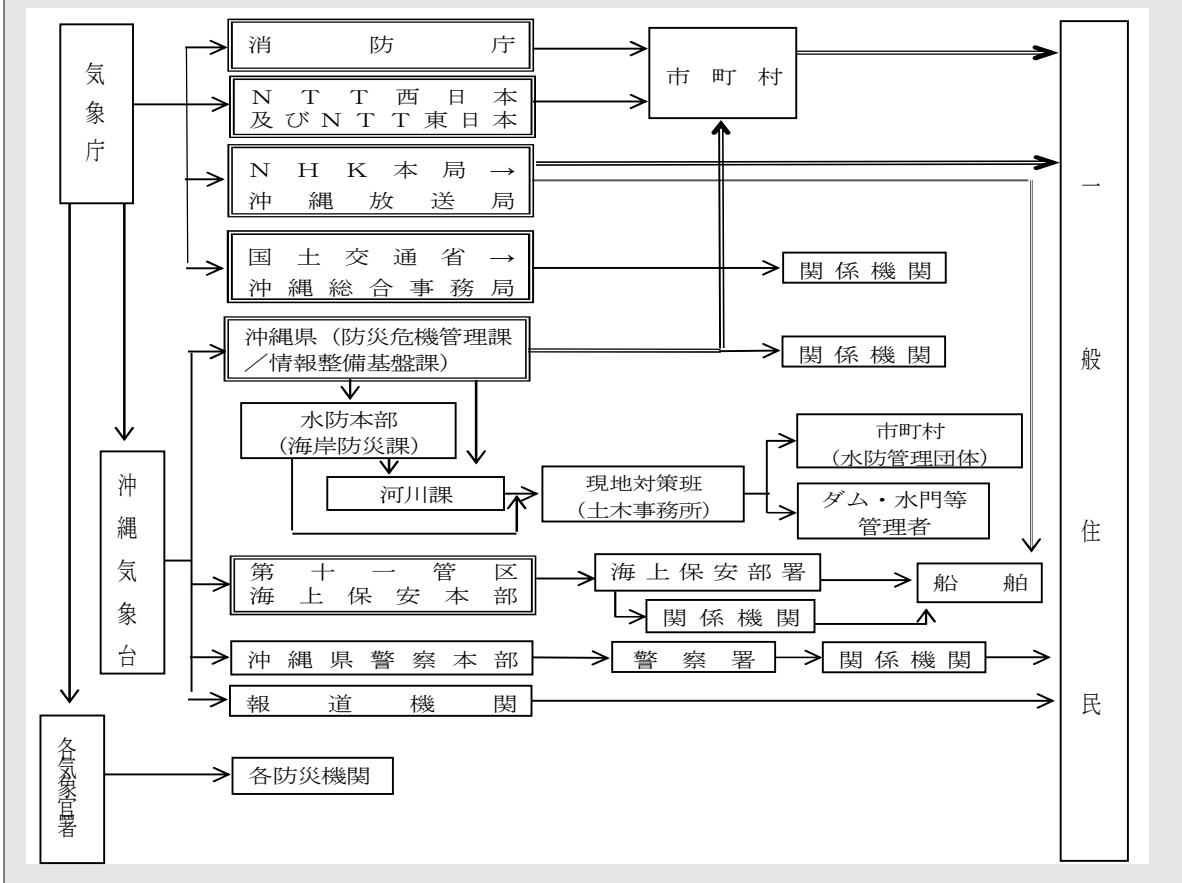
※※ 二重枠内の機関は、気象業務法施行令第8条等による伝達機関、細枠内の機関は、そ

その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）





○地震情報及び津波警報等の伝達系統図



第4節 車両の安全性の確保〔第11次沖縄県交通安全計画 53～59 ページ〕

4-1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

4-2 自動運転車の安全対策・活用の推進

4-3 自動車アセスメント情報の提供等

4-4 自動車の検査及び点検整備の充実

4-5 リコール制度の充実・強化

沖縄総合事務局車両安全課

【実施方針】

沖縄県における自動車保有車両数は、令和4年3月末現在117.7万台となっている。これら自動車の安全性の確保及び公害の防止を図るため、本年度も次の事項に重点を置き実施する。

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- (2) 自動車アセスメント情報の提供等
- (3) 自動車検査及び点検整備の充実
- (4) リコール制度の充実・強化

先進安全技術（衝突被害軽減制動制御装置）の性能認定ロゴマーク



【実施内容】

(1) 先進安全自動車（ASV）の普及促進

先進技術を利用したドライバーの安全運転を支援する先進安全自動車（ASV）車両の普及促進を進める。ASV 技術のうち衝突被害軽減ブレーキ等、既に実用化されているものについては、自動車アセスメント（予防安全性能評価）を自動車ユーザーへ提供することにより、「先進安全技術の機能や性能」を正しく知って頂き、より安全な先進安全技術を搭載した自動車の普及促進を引き続き進めていく。

(2) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車アセスメント情報及びチャイルドシートアセスメント情報について、自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備し、より安全な自動車等の普及拡大を促進する。

(3) 自動車検査及び点検整備の充実

ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に伴う検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化（検査時車両の画像保存等）を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした基準不適合車両及び整備不良車両の排除等を推進していく。

イ 自動車点検整備の充実

(ア) 点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力のもと、毎年度9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を図る。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

また、平成29年10月の中国自動車道における大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受けて、大型トラック等に取り付けられたスペアタイヤ等について新たに定期点検項目に義務付けられたことから、車輪の脱落事故防止について啓発活動に努める。

また、県内における自動車にあつては、車齢が高く塩害による腐食が目立つ為、より確実な点検・整備の実施を求め、整備管理者等各種研修会において、啓発活動を実施する。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力のもと、毎年度10月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

(ウ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の導入・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応して、整備技術を高度化する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施を通じ、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用について、自動車整備技術者認定資格制度の活用を推進する。

さらに、これまでの排ガス関連を中心とした装置に加えて、新技術が用いられている安全装置に対する整備環境及び整備要員の技術向上の推進を図る。

(4) リコール制度の充実・強化

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、ディーラー及びユーザーからの情報収集に努め、自動車製作者等のリコール業務について、ディーラー監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

さらに、リコールの実施に必要な不具合情報の収集を図る。

また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。

4-6 自転車の安全性の確保

県消費・くらし安全課

【実施方針】

- 自転車用ヘルメット着用の周知
改正道路交通法が令和5年4月1日から施行され、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、ヘルメット着用の周知を図る。
- 自転車保険加入の促進
万が一の自転車事故の発生に備え、自転車保険への加入を促進する。
- 自転車安全利用五則の普及・啓発
自転車の安全な利用を推進するため、自転車安全利用五則の普及・啓発を行う。
- 点検整備の機運醸成
県内の自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用法等の指導を受ける機運を醸成する。
- 自転車の被視認性の向上
薄暮の時間帯から夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取り付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

【実施内容】

県消費・くらし安全課

- (1) 県ホームページによる情報発信
県のホームページに、自転車の安全な利用についての特設サイトを設け、自転車用ヘルメットの着用や自転車保険の加入等について、広報活動を行う。
- (2) 自転車の安全な利用に向けた普及啓発
各季の交通安全運動等を通して、ヘルメット着用の周知を図るとともに、自転車の安全な利用に向けた普及啓発及び自転車保険加入を促進する。
- (3) 各種イベントにおける啓発用品の配布
各種の交通安全イベント等の機会を捉え、反射材等の啓発用品を配布して、その活用を推進する。

第5節 道路交通秩序の維持〔第11次沖縄県交通安全計画 60～63 ページ〕

5-1 交通指導取締りの強化等

県警交通指導課

【実施方針】

交通事故を防止し、県民の安全かつ平穏な生活環境を確保するため、交通事故の発生状況と交通違反実態等を的確に分析するとともに、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性の高い違反や県民の要望を踏まえた交通違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

- (1) 交通事故分析に基づく交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
- (2) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化
- (3) 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化

【実施内容】

県警交通指導課

- (1) 交通分析に基づく交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化に伴う交通事故発生状況と指導取締り実施状況等を関連付けて分析するマッピングシステムの研究開発、速度取締り用機器等の装備資機材の整備等を図り、交通事故抑止に的確に対応した効果的かつ効率的な指導取締りを推進する。

- (2) 一般道路における効果的な指導取締りの強化

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点をおいて、交通指導取締りを効果的に推進する。

ア 悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた取締りの強化

重大事故に直結する飲酒、速度、無免許運転の交通三悪及び交差点における信号無視、一時停止違反、横断歩行者妨害等の悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを強化する。

イ 飲酒運転取締りの強化

飲酒運転取締りを強化して飲酒運転常習者等を道路交通の場から排除するとともに、飲酒運転を助長し、容認している者への周辺者三罪の適用を徹底するなど、飲酒運転根絶に向けた取締りを推進する。

ウ 通学路における指導取締りの推進

通学時間帯の通学路における通行禁止違反等の指導取締りに重点を置くなど、真に通学路における児童等の安全確保に資する指導取締りを推進する。

エ 無謀運転・二輪車の指導取締りの強化

県民から取締り要望の強い二輪車の無理な右折や追い抜き、渋滞車両間のすり抜け運転、通行区分違反等に特化した取締りを推進して、二輪車のルール遵守とマナーの欠如を改善して事故防止を図る。

オ 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等違反の取締り等の強化

自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するため、必要に応じて自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行うとともに、事業者の背後責任に対する指導、監督処分等を実施して、過積載、過労運転等の違反防止を推進する。

カ 自転車利用者に対する指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした交通指導取締りを推進し、指導警告書を活用した実効性のある指導警告を行うとともに、悪質・危険な自転車運転者に対する検挙措置を講ずる。

(3) 高速自動車国道等における指導取締りの強化

- ア 交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を実施して、交通違反や交通事故を未然に防止し、交通の安全と円滑を図る。
- イ 悪質性、危険性の高い速度超過、飲酒運転、あおり運転による車間距離不保持や通行帯違反等に重点を置いた取締りを強化する。

5-2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

県警交通指導課

【実施方針】

交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を迅速かつ適切に行うため、捜査体制等の強化、装備機材等の整備及び科学捜査を推進する。

【実施内容】

県警交通指導課

(1) 迅速・適切な初動捜査の推進

被害者が死亡し又は重傷等のため事情聴取が困難な事故や悪質かつ危険な運転による死傷事故等について、迅速かつ適切な初動捜査体制を構築し、初動の段階から組織的、集中的な捜査を推進する。

(2) ひき逃げ事件等の捜査強化

ひき逃げ事件については、迅速かつ適切な初動捜査を徹底するとともに、交通鑑識機材の効果的活用を図り、被疑者検挙の徹底を図る。

(3) 科学的かつ効率的な交通事故事件捜査の推進

交通事故事件捜査における事故原因の究明や過失の認定において、客観的証拠の収集を図り、より緻密で客観的な立証措置を推進するため、三次元レーザー計測図化システム、交通事故自動記録装置等交通事故捜査支援システム等の整備を図る。

(4) 交通事故捜査員の育成

迅速かつ適切な捜査を推進するためには、捜査員の能力向上が求められ、これら捜査員の能力向上に資する育成教育を行う。

5-3 暴走族等対策の推進

県警交通指導課、青少年・子ども家庭課

【実施方針】

暴走族は、法秩序を無視し、安全で平穏な県民生活を脅かすばかりでなく、反社会勢力と密接な関係となるおそれがある等、少年非行を助長することから、次の施策を推進し、暴走族の根絶を図る。

- (1) 暴走志向者の徹底検挙
- (2) 関係機関と連携した総合的な暴走事案抑止対策

【実施内容】

県警交通指導課

- (1) 暴走志向者の徹底検挙
 - ア 白バイ遊撃班による取締りと探証活動による積極的な事件化
警察本部交通部交通指導課暴走族対策・交通事故特捜係と各警察署が連携した取締り及び抑止対策を強化するとともに、暴走事案に対しては、あらゆる法令を適用して徹底検挙を図る。
 - イ 不法改造車両に対する取締りの強化
騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等に対する取締りを強化する。
- (2) 関係機関と連携した総合的な暴走事案抑止対策
 - ア 環境の整備
関係機関と連携し、暴走行為の起こりにくい道路環境の整備を推進する。
また、い集場所として使用されやすい施設等に対し、適切な管理の徹底を依頼する等、協力体制を図る。
 - イ 加入阻止活動
中・高生を対象とした安全学習支援授業等において、暴走族の危険性・悪質性について理解させる等、暴走族加入阻止活動を推進する。
 - ウ 離脱支援及び再犯防止対策
暴走族構成員に対し、学校・地域・関係機関・団体等と連携した立ち直り支援活動や離脱支援活動を推進する等、再犯防止に重点をおいた各種支援活動を推進する。
 - エ 暴走族追放気運の高揚
地方公共団体における「暴走族追放条例」等の運用に積極的に協力するとともに、県民に対して、暴走行為を『しない』『させない』『見に行かない』運動の暴走族追放の気運醸成を図る。

【実施内容】

県青少年・子ども家庭課

年間を通じた青少年育成県民運動において、「青少年の交通事故や暴走行為を防止する」を重点目標の一つに掲げ、関係機関・団体と連携して、県民総ぐるみの運動を展開し、青少年の暴走行為の防止を図る。

第6節 救助・救急活動の充実〔第11次沖縄県交通安全計画64～66ページ〕

6-1 救助・救急体制の整備

県警運転免許管理課、西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所、
県防災危機管理課

【実施方針】

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

エ 救急救命士の養成・配置等の促進

カ 救助・救急用資機材の整備の充実

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町村等においても消防法の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

ケ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備

【実施内容】

県警運転免許管理課

自動体外式除細動器（AED）の使用法に関する教育の導入等により応急救護処置講習・教習を充実させるほか、更新時講習等における教材の積極的な活用により応急救護処置に関する知識の普及を図る。

また、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等、交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても、広く応急救護処置に関する知識の普及に努める。

【実施内容】

西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所

ドクターヘリが高速道路関係施設において離着陸し、救急救命活動ができるようランデブーポイントの設定をしている。

【実施内容】

県防災危機管理課

(1) 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増加及び事故の態様の複雑化に対処するため、救助隊員の資質の向上、特別救助隊の配置等救助体制の整備・拡充を促進する。

(2) 救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実

救命効果の向上を図るため、救急救命士の養成・配置等の促進、一般の救急隊員の行う応急処置等を充実させることにより、救急現場及び搬送途上における応急処置等の一層の充実を図る。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(3) 救急業務実施体制の充実

救急業務未実施町村については、広域行政制度の活用を推進する他、今後は市町村が地域の実情を踏まえた上で自主的に十分な体制を構築できるよう推進する。

- (4) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備
西日本高速道路株式会社及び沿線市町村が、相互に連携し救急業務に必要な施設の整備等が円滑に行われるよう、関係消防機関への指導調整を行う。
- (5) 集団救助・救急事故体制の整備
多数の負傷者が発生する大規模交通事故等に対処するため、大規模事故対策の確立、消防機関における相互応援体制、救急医療機関等関係機関相互における情報連絡体制の整備を行う。また、関係機関との定期的な合同救護訓練を積極的に実施し、集団救助・救急体制の整備を推進する。
- (6) 救助・救急資器材等の整備
救助・救急業務を効率的に実施するために必要な救助工作車、救助資器材、高規格救急自動車、高度救急救命処置用資器材等を国庫補助及び各種団体等からの寄贈等を活用して計画的整備を促進する。
- (7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
隊員の知識及び技能の向上を図るため、消防大学校及び県消防学校における教育訓練の推進、各種研修会等の充実を図る。

令和5年度 予定研修生

ア 消防大学校における教育訓練

- (ア) 幹部科 2人
- (イ) 警防科 2人

イ 県消防学校における教育訓練

- (ア) 初任教育 61人
- (イ) 救急科 52人程

ウ その他の教育訓練

- (ア) 沖縄県消防救助技術指導会（消防長会主催、県共催）
- (イ) 救急隊員実務研修会
- (ウ) 各消防本部における職場内訓練

- (8) 救急救命士の養成
プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の向上のため、救急救命士養成機関への消防職員の派遣や資格保持者の採用を推進し、救急救命士の計画的な養成を指導し、救急救命士制度の運用拡大を図る。

救急救命士養成機関への派遣 2名（R5）

- (9) 住民に対する応急手当の普及啓の推進
心肺蘇生法を含めた応急手当の知識・実技の普及を図るため、消防機関及び関係機関において、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を推進する。また、応急手当指導者等の養成や普及啓発用資器材の整備を計画かつ効果的に行えるように各種助成事業等を活用するとともに、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。

6-2 救急医療体制の整備

県医療政策課

【実施方針】

救急医療体制は、救急医療圏に設置された休日・夜間救急診療所及び県立病院等による病院群輪番制並びに救急病院の整備を中心に逐次確立されてきた。

平成20年12月から運航を開始した救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）により沖縄本島及び本島周辺離島を対象として、更なる救急医療体制の確保に努めている。

以下の事業を重点的に推進する。

- (1) 初期救急医療体制の確保
- (2) 二次救急医療体制の確保
- (3) 三次救急医療体制の確保
- (4) 離島からの急患空輸における医師等添乗体制の確保
- (5) ドクターヘリ運航による昼間時の救急医療体制の充実

【実施内容】

県医療政策課

(1) 初期救急医療体制の確保

休日及び夜間における初期救急医療については、各医療圏にある救急病院及び一般の医療機関等に対応する。

(2) 二次救急医療体制の確保

二次救急医療は、主に入院治療を必要とする重症の救急患者を対象としており、現在、各医療圏にある救急病院を中心に受入体制が取られている。

二次救急医療体制を充実強化するとともに、休日や夜間における重症の小児救急患者に対応するため、輪番制により小児救急医療支援を実施している病院に対する運営費補助事業を継続実施する。

(3) 三次救急医療体制の確保

三次救急医療は、重篤救急患者を対象として県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター及び浦添総合病院の救命救急センターが対応しており、琉球大学病院が三次救急医療に準ずる機関として対応している。

今後も、高度な診療機能を有する24時間の受入体制の充実を図っていく。

(4) 離島からの急患空輸における医師等添乗体制の確保

離島から自衛隊及び海上保安庁のヘリコプター等で搬送される、重症救急患者の急変等に備え、医師等を添乗させる必要がある。そのため、沖縄本島、石垣島から周辺離島へ出動するヘリコプター等に医師等を添乗させるシステム（ヘリコプター等添乗医師等確保事業（以下「ヘリ添事業」という。）を構築しており、離島からの救急患者搬送体制の充実強化を引き続き図る。

(5) ドクターヘリ運航による救急医療体制の充実

ドクターヘリを沖縄本島及び本島周辺離島を対象に昼間時運航することで、離島や救急現場からの救急患者をヘリ機内で治療を行いつつ、速やかに医療機関へ搬送することで救急患者の救命率の向上、後遺症の低減を図る。

今後も、ヘリ添事業との連携を行い、更なる離島からの救急患者搬送体制の充実を図る。

6-3 救急関係機関の協力関係の確保等

県医療政策課

【実施方針】

救急患者の救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

【実施内容】

県医療政策課

【救急医療関係機関の協力関係の確保等】

救急医療施設への迅速、円滑な収容を確保するため、次の会議を開催し、協力関係の確保を推進する。

(1) 沖縄県医療提供体制協議会 救急医療部会の開催

沖縄県医療計画の実効性を高めるため、救急医療分野の計画の進捗評価を行い、より効果的な施策へと見直しを行う。

参加機関 沖縄県、県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・子ども医療センター、浦添総合病院、沖縄赤十字病院、琉球大学病院、那覇市消防局

(2) ヘリコプター等添乗医師等確保事業運営協議会の開催

医師等添乗システムの円滑な運営を図り、離島における医療の確保に努める。

参加機関 沖縄県、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、沖縄赤十字病院、浦添総合病院、沖縄協同病院、中頭病院、中部徳洲会病院、南部徳洲会病院、沖縄県医師会、陸上自衛隊、那覇市消防局、沖縄県離島振興協議会

第7節 被害者支援の充実と推進

〔第11次沖縄県交通安全計画 67～70 ページ〕

7-1 自動車損害賠償保障制度の充実等

沖縄総合事務局陸上交通課

【実施方針】

自動車事故による被害者の保護を図るとともに、損害賠償の適正化を確立するため、自動車（軽二輪自動車を含む）・原動機付自転車について無保険（無共済）車両の一掃、被害者保護の重要性及び自賠責保険（共済）の役割を広く周知するため、次の施策を講ずる。

- (1) 街頭指導・取締りの強化
- (2) 指導員による監視活動の充実
- (3) 自賠責制度の広報・啓発

【実施内容】

沖縄総合事務局陸上交通課

- (1) 街頭指導・取締りの強化
警察当局と協力し、無保険（無共済）車の運行者に対し街頭指導・取締りを強化するとともに、継続契約を行わない者に対しては、電話による催促及び督促状を送付する等、再加入促進の徹底を図る。
- (2) 指導員による監視活動の充実
軽二輪自動車及び原動機付自転車について、無保険（無共済）車両の監視、責任保険（責任共済）への加入促進活動に当たらせるため、沖縄総合事務局において無保険（無共済）車指導員5名を委嘱する。
- (3) 自賠責制度の広報・啓発
 - ① 期間
令和5年9月1日から9月30日迄の1箇月間
 - ② 対象車両
自動車（軽二輪自動車を含む）及び原動機付自転車とする。
 - ③ 広報活動の充実
ポスター・リーフレット等を最大限活用し、本制度の趣旨を徹底させる。
 - ④ 保険代理店等での加入促進
保険代理店、農業協同組合、バイク販売店等での4年及び5年の長期自賠責保険（共済）への加入促進指導する。
 - ⑤ 市町村窓口でのチェックの徹底
原動機付自転車の市町村への届け出に当たり、自賠責保険（共済）加入の有無チェックをより一層徹底するよう各市町村へ依頼する。
 - ⑥ 監視活動等による注意喚起の推進
無保険（無共済）車両の運行を防止するため、街頭における監視活動等をさらに徹底する。

7-2 損害賠償の請求についての援助等

県消費・くらし安全課

【実施方針】

(1) 交通事故相談活動の推進

沖縄県が設置している交通事故相談所等を活用し、県内における交通事故相談活動を推進する。

ア 交通事故相談所における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等との連携を図る。

イ 研修等を通じて交通事故被害者の救済等についての周知を図る

ウ 各種広報を行うほか、ホームページや広報誌の積極的な活用等を図る。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

救済制度の教示や交通事故相談活動を推進する。

【実施内容】

県消費・くらし安全課

(1) 交通事故相談活動の推進

沖縄県交通事故相談所事業

● 所在地

沖縄県交通事故相談所（本所）

那覇市旭町116-37 沖縄県南部合同庁舎5階

TEL：098-866-2185

相談日：月～金曜日（祝日を除く）

沖縄県交通事故相談所（中部支所）

沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎4階

TEL：098-939-7512

相談日：月・水・金曜日（祝日を除く）

● 相談時間：8：30～17：15

● 巡回相談：

北部地区：偶数月第3木曜日 10：00～15：00

南部地区：年2回実施 13：00～16：00

（暮らしの総合行政相談として）

宮古地区：年1回実施（宮古島市総合庁舎）

八重山地区：年1回実施（石垣市役所）

● 相談員：本所2名、支所1名

ア 日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、損保ADR、（公社）沖縄被害者支援ゆいセンターと連携する。

イ （公社）沖縄被害者支援ゆいセンターが実施する犯罪被害者支援のためのボランティア養成講座等において、交通事故被害者等への支援について周知を行う。

ウ 消費・くらし安全課ホームページ、新聞副読紙掲載（巡回相談）

7-3 交通事故被害者等支援の充実強化

沖縄総合事務局運輸部企画室、県警交通指導課、
県消費・暮らし安全課、県障害福祉課

【実施方針】

- 交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報を得る機会が少ないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。
- 自動車事故被害者等に対する援助措置を充実させるため、公益財団法人沖縄県交通遺児育成会の行う交通遺児等の援護に関する事業に対する援助を行う。
- 交通事故被害者の更生援護の充実を図る。

【実施内容】

沖縄総合事務局運輸部企画室

公共交通事故による被害者等に対して、以下の支援の取組を図る。

(1) 平時における取組

公共交通事業者には被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(2) 事故発生時の取組

(ア) 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

(イ) 中長期的対応

被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者には指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介するなどの取組を図る。

【実施内容】

県警交通指導課

【交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進】

交通事故被害者等の心情に配慮した各種対策を推進し、支援の充実を図る。

(1) 相談業務の推進と関係機関等との連携

交通事故被害者等に対する相談業務を、関係機関・団体相互に連携して推進を図る。

(2) 被害者連絡制度の充実

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続や被害者支援等の流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を活用し、被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

(3) 各警察署への指導

警察本部の交通指導課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

【実施内容】

県消費・くらし安全課

(公財) 沖縄県交通遺児育成会が行う交通遺児のための奨学金等の給付事業に対し、補助金を交付し、給付事業を助成することで、交通遺児の育成と福祉の増進を図る。

令和5年度補助額： 100,000円

【実施内容】

県障害福祉課

交通事故により身体等の障害が生じた場合、引き続き、日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要に応じた障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業その他の支援を行い、交通事故被害者の福祉の増進を図る。

第2章 軌道交通の安全

軌道交通の安全についての対策

<2つの視点>

- ① 重大事故の未然防止 ② 利用者等の関係する事故の防止

<5つの柱>

1 軌道交通環境の整備

2 軌道交通の安全に関する知識の普及

3 軌道の安全な運行の確保

- ① 保安監査の実施
- ② 運転士の資質の保持
- ③ 安全上のトラブル情報の共有・活用
- ④ 気象情報等の充実
- ⑤ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- ⑥ 運輸安全マネジメント評価の実施
- ⑦ 計画運休への取組

4 救助・救急活動の充実

5 被害者支援の推進

第1節 軌道交通環境の整備 [第11次沖縄県交通安全計画 73ページ]

1-1 軌道施設等の安全性の向上

1-2 運転保安設備等の整備

県都市計画・モノレール課

【実施方針】

モノレールの安全を確保するためには、軌道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要があることから、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

【実施内容】

県都市計画・モノレール課

- (1) 軌道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。
- (2) 軌道構造物については、重大な損傷の見落としが無いよう定期検査を厳正に実施する。
- (3) 高齢者、障害者等の安全に配慮した整備を行う。

第2節 軌道交通の安全に関する知識の普及

[第11次沖縄県交通安全計画 73 ページ]

沖縄総合事務局車両安全課、県都市計画・モノレール課

【実施方針】

事故の防止には、モノレール事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要なことから、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等への安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供する。

【実施内容】

沖縄総合事務局車両安全課

お年寄りから小さなお子さままで幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、モノレールの安全に関する正しい知識を浸透させる。

【実施内容】

県都市計画・モノレール課

モノレール事業者と連携した安全設備の正しい利用方法の表示の整備

第3節 軌道の安全な運行の確保

[第11次沖縄県交通安全計画 73～75 ページ]

3-1 保安監査の実施

3-2 運転士の資質の保持

3-3 安全上のトラブル情報の共有・活用

3-4 気象情報等の充実

3-5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

3-6 運輸安全マネジメント評価の実施

沖縄総合事務局車両安全課、沖縄气象台

【実施方針】

重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持、安全上のトラブル情報の共有・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実の徹底を図る。また、必要に応じ軌道事業者への保安監査及び運輸安全マネジメント評価等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ適確な対応の徹底を図る。

【実施内容】

沖縄総合事務局車両安全課

(1) 保安監査等の実施

軌道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等についての適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦車運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

軌道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに軌道事業者へ周知する。また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、軌道事業者による情報共有化を推進する。さらに運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

(4) 気象情報等の充実

軌道事業者に対し、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、軌道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努めることを指導する。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び軌道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、軌道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。さらに、軌道事業者に対して、台風接近時等において利用者の行動判断に資する情報提供を行うよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ・感染症等への対応について、経営トップの認識を高め、事業者の取組の深化を促進するとともに運輸安全マネジメント評価の充実強化を図る。

【実施内容】

沖縄気象台

軌道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 第3節 第6項目 道路交通に関連する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視体制の整備、情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による車両転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の車両における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の軌道交通における利活用の推進を図る。

3-7 計画運休への取組

沖縄総合事務局車両安全課

【実施方針】

大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

【実施内容】

沖縄総合事務局車両安全課

計画運休や運転再開時における利用者への情報提供

軌道事業者においてあらかじめ情報提供タイムラインを作成し、これを目安として、大型台風の接近時には気象情報に注視しつつ、計画運休の可能性などについて前広に情報提供を行うよう指導するとともに、計画運休を実施する場合は空港旅客ターミナル施設事業者と連携するなどして適切に情報提供するよう指導する。

また、運転再開にあたっては、沿線の安全確認を的確に行えるよう事前準備の強化や駅で混乱が生じないように利用者に対する情報提供も実施するよう指導する。

第4節 救助・救急活動の充実〔第11次沖縄県交通安全計画75ページ〕

沖縄総合事務局車両安全課、沖縄県消防長会（那覇市消防局）

【実施方針】

- 軌道交通（モノレール及び周辺施設）において、重大事故及び各種災害が発生した場合、各関係機関の初動対応が被害の拡大防止を図る上で非常に重要となることから、モノレール事業所と消防、警察、医療機関、その他関係機関の連絡体制の強化を図るほか、現場活動時の連携強化に向けた取組みを推進する。
また、モノレール車内や駅舎等において集団的に傷病者が発生した場合に備え、事業所の従業員に対し「119番通報要領」、「傷病者の観察要領」及び「応急手当要領」について指導を行う。
- 軌道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実やモノレール事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。
- モノレール職員に対する、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。
- 安全対策の知識習得のため、沖縄自動車道における安全管理の訓練等を行い、二次災害対策及び安全管理の徹底を推進する。

【実施内容】

沖縄総合事務局車両安全課

軌道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や軌道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進するよう指導する。

【実施内容】

沖縄県消防長会（那覇市消防局）

- (1) モノレール事業所の従業員を対象とした定期的な応急手当講習会の実施。
- (2) 病院前救護体制を確立するため、医師による救急隊員（救急救命士等）への指示、指導、助言、症例検討会等を実施する。また、救急隊員の応急処置の高度化を推進するため各地区メディカルコントロール体制の充実強化を図る。
- (3) 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社交通管理隊と連携し、路上作業安全訓練会等へ参加することで、沖縄自動車道等における安全対策の知識習得（二次災害防止の徹底等）を図る。

第5節 被害者支援の推進

〔第11次沖縄県交通安全計画 75ページ〕

沖縄総合事務局企画室

【実施方針】

- 交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報を得る機会が少ないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。
- 多発する交通事故の被害者対策を充実させるため、交通遺児の健全育成と福祉の増進の推進を図る。
- 交通事故被害者の更生援護の充実を図る。

【実施内容】

沖縄総合事務局企画室

公共交通事故による被害者等に対して、以下の支援の取組を図る。

(1) 平時における取組

公共交通事業者に被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(2) 事故発生時の取組

(ア) 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

(イ) 中長期的対応

被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介するなどの取組を図る。

〈 参 考 資 料 〉

沖繩県交通安全実施計画策定フロー

交通安全対策基本法（抜粋）

沖繩県交通安全対策会議条例

沖繩県交通安全対策会議運営要綱

沖繩県交通安全対策会議委員名簿

沖繩県交通安全対策会議幹事名簿

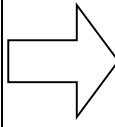
沖縄県交通安全実施計画策定フロー

根拠法令：交通安全対策基本法（昭和45年 法律第110号）

(国) 中央交通安全対策会議(交安基本法第14条)

長期計画(5年計画)

交通安全基本計画(法第22条)
陸・海・空の交通安全に関する長期
的かつ総合的計画の策定



短期計画(年度計画)

交通安全業務計画(法第24条)
基本計画に基づき、指定行政機関(16
省庁)が講ずべき施策(毎年度)

(県) 都道府県交通安全対策会議

交通安全対策基本法第16条



都道府県交通安全計画(基本法第25条第1項)

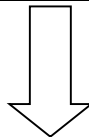
- 国の交通安全基本計画に基づき、県の区域内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱(5年計画)
※ 第11次計画は、令和3年度～令和7年度
- 陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

都道府県交通安全実施計画(毎年度)(基本法第25条第3項)

- 県及び指定地方行政機関が講ずべき施策に関する単年度計画で、安全計画及び業務計画に基づき作成
※ 陸上の交通の安全に関する部分に限る
- 交通安全実施計画は、交通安全業務計画に抵触するものであってはならない

(市町村) 市町村交通安全対策会議

交通安全対策基本法第18条



市町村交通安全計画(基本法第26条第1項)

- 県の交通安全計画に基づき、市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱(5年計画)
- 陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

市町村交通安全実施計画(基本法第26条第4項)

- 市町村が講ずべき施策に関する単年度計画で、県の交通安全計画に基づき作成するが必ず作成するものでなく、必要があるときに作成する
※ 陸上交通の安全に関する部分に限る
- 各市町村の実施計画は、県実施計画に抵触するものであってはならない。

○交通安全対策基本法(抜粋)

昭和四五年六月一日法律第一百十号

[総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・労働・建設・自治大臣署名]

平成一八年 五月十七日号外法律第三八号

[海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律付則二〇条による改正]

交通安全対策基本法をここに公布する。

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 交通安全対策会議等（第十四条—第二十一条）

第三章 交通安全計画（第二十二条—第二十八条）

第四章 交通の安全に関する基本的施策

第一節 国の施策（第二十九条—第三十七条）

第二節 地方公共団体の施策（第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全計画等）

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。

沖縄県交通安全対策会議条例

昭和 47 年 5 月 27 日

条例第 65 号

改正	昭和 48 年 10 月 13 日条例第 66 号	昭和 48 年 12 月 24 日条例第 74 号
	昭和 49 年 6 月 13 日条例第 31 号	昭和 54 年 7 月 30 日条例第 25 号
	昭和 58 年 3 月 31 日条例第 11 号	昭和 62 年 4 月 1 日条例第 12 号
	平成 7 年 12 月 25 日条例第 36 号	平成 9 年 12 月 26 日条例第 31 号
	平成 18 年 3 月 31 日条例第 11 号	平成 23 年 2 月 9 日条例第 1 号
	平成 25 年 12 月 27 日条例第 71 号	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 17 条第 5 項の規定に基づき、沖縄県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行なう。

(委員)

第 3 条 県の部内の職員のうちから指名される委員の数は 9 人以内とし、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の数は 4 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第 4 条 特別委員は、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 5 条 会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、子ども生活福祉部で処理する。

(議事等)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。 以下（略）

沖縄県交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県交通安全対策会議条例（昭和47年沖縄県条例第65号）第7条の規定に基づき、沖縄県交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 対策会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

1 会長は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ、委員又は特別委員に通知するものとする。

(会議の運営)

第3条 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事会)

第4条 対策会議に、幹事をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 会議に提出する議案の作成

(2) その他委員又は特別委員から命ぜられた事項

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

(常任幹事会)

第5条 幹事会に関係機関相互の連絡調整及び特定事項の調査研究をするための常任幹事会を置くことができる。

2 常任幹事会の幹事は、会長が指名する。

第6条 会長は、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成し、押印のうえ保管しなければならない。

2 幹事長は、常任幹事会の審議事項を各幹事に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、昭和47年9月20日から施行する。

沖縄県交通安全対策会議委員名簿

〔交通安全対策
基本法第17条〕

18名

区分	機 関 名	職 名
会 長 〔第2項〕	沖 縄 県	沖縄県知事
指定地方 行政機関 〔第3項第1号〕	沖縄総合事務局 (内閣府)	開発建設部長
		運輸部長
	沖縄総合通信事務所 (総務省)	次長
	沖縄労働局 (厚生労働省)	沖縄労働局長
	沖縄気象台 (国土交通省)	沖縄気象台長
教育委員会 〔第3項第2号〕	沖縄県教育委員会	沖縄県教育長
公安委員会 〔第3項第3号〕	沖縄県警察本部	沖縄県警察本部長
沖 縄 県 部 内 委 員 〔第3項第4号〕	沖 縄 県	沖縄県副知事
		知事公室長
		企画部長
		子ども生活福祉部長
		保健医療部長
		文化観光スポーツ部長
		土木建築部長
市町村及び 消防機関の長 〔第3項第6号〕	沖縄県市長会	沖縄県市長会長
	沖縄県町村会	沖縄県町村会長
	沖縄県消防長会	沖縄県消防長会長

沖縄県交通安全対策会議幹事名簿

[交通安全対策基本法施行令第5条第6号]

30名

区分	機 関 名	職 名
指定地方 行政機関	沖 縄 総 合 事 務 局 (内 閣 府)	開発建設部 道路管理課長
		運輸部 陸上交通課長
		運輸部 監査指導課長
		運輸部 車両安全課長
指定地方 行政機関	沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 (総 務 省)	沖縄総合通信事務所 総務課長
	沖 縄 労 働 局 (厚 生 労 働 省)	沖縄労働局 監督課長
	沖 縄 気 象 台 (国 土 交 通 省)	沖縄気象台 業務課長
教育委員会	沖 縄 県 教 育 委 員 会	教育庁 保健体育課長
		教育庁 生涯学習振興課長
公安委員会	沖 縄 県 警 察 本 部	交通部 交通企画課長
		交通部 交通規制課長
		交通部 交通指導課長
		交通部 運転免許管理課長
		交通部 運転免許試験課長
		交通部 交通機動隊長
沖 縄 県 部 内 委 員	沖 縄 県	知事公室 防災危機管理課長
		企画部 交通政策課長
		子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課長
		子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課長
		子ども生活福祉部 子育て支援課長
		子ども生活福祉部 障害福祉課長
		★子ども生活福祉部 消費・くらし安全課長
		保健医療部 医療政策課長
		文化観光スポーツ部 観光振興課長
		土木建築部 道路管理課長
		土木建築部 都市公園課長
		土木建築部 都市計画・モノレール課長
市町村及び 消防機関の長	沖 縄 県 市 長 会	沖縄県市長会 事務局長
	沖 縄 県 町 村 会	沖縄県町村会 事務局長
	沖 縄 県 消 防 長 会	沖縄県消防長会 事務局長

★は幹事長